

葛 飾 区

身体・知的障害者福祉のしおり (令和6年4月改訂版)

問い合わせ先

福祉部 障害福祉課 (葛飾区役所2階)

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

(代表) 03-3695-1111 / (FAX) 03-5698-1531

基幹相談支援センター(葛飾区役所2階) (直通) 03-5654-8628

障害事業係 (直通) 03-5654-8301 (内線) 2315・2316・2369

援 護 係

【知的障害のある方】(直通) 03-5654-8263 (内線) 2395・2398

【身体障害のある方】(直通) 03-5654-8302 (内線) 2382・2386

相 談 係 (直通) 03-5654-8628 (内線) 2472・2473・2474・3376

事 業 者 係 (直通) 03-5654-8262 (内線) 2312・2313

給 付 係 (直通) 03-5654-8264 (内線) 2343・2399

審 査 係 (直通) 03-5654-8594 (内線) 3363・3364・3369

管 理 係 (直通) 03-5654-6389 (内線) 2326・2327

就 労 支 援 係 (障害者就労支援センター)

〒124-0012 葛飾区立石5-27-1 (ウィメンズパル2階)

(直通) 03-3695-2224 / (FAX) 03-3696-1872

I N D E X

	ページ
基幹相談支援センター	PR
区の相談窓口	1～2
手帳について	3～5
事業別対象者一覧表 (事業別掲載ページ一覧)	6～9
各種手当など	10～17
障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス	18～24
医療	25
自立支援医療	26～27
補装具・日常生活用具など	28～34
介護	35
生活の援助	36～50
災害時の支援	51
障害者の就労	52
(社福)葛飾区社会福祉協議会の事業	53
選挙の投票	54
特定非営利活動法人 高次しょうぶ	54
区役所・健康プラザかつしか地図など	55
地域福祉・障害者センター ウェルピアかつしか	56～58
都立・民間障害者(児)通所施設一覧	59～62
ヘルプマーク・ヘルプカード配布について	PR
ふらすちよいすのお知らせ	PR

(各事業の掲載ページはP.6～9の事業別対象者一覧表に記載しています。)

基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障害のある方々が身近な地域で安全・安心な生活ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。

1. 総合的な相談への対応

保健師等の専門職を配置しており、専門的な相談にも対応しています。重症心身障害者や精神障害等の重複障害、医療的ケア児者など、解決が困難な生活課題を抱える方への支援も行います。

障害の種別や年齢、手帳の有無を問わず、困っていることを伺い、相談の内容に応じて適切な支援機関につなぎます。

2. 権利擁護・虐待防止

成年後見制度の普及・利用に関する支援を行います。また、虐待通報窓口を設置し、通報・相談を受付けます。

3. 地域の相談支援体制の強化

区内の相談支援事業所に対して、研修や情報提供を行い、相談支援専門員のスキルアップを図っています。また、相談支援事業所が担当する方についても協働及び伴走支援を行います。

相談先がわからない場合は、
基幹相談支援センター(03-5654-8628)へご相談ください。

本文中の「障害者総合支援法」の正式名称は、

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。

区 の 相 談 窓 口

● 障害に関する相談窓口

相談名	相談内容	連絡先	
身体・知的に障害のある方の相談	身体・知的障害に関する相談	障害福祉課 援護係	☎03-5654-8302 FAX03-5698-1531
手話相談	聴覚に障害のある方の手話相談	障害福祉課 援護係	FAX03-5698-1531
精神に障害のある方の相談	精神障害の福祉サービスの相談	保健予防課 青戸保健センター	☎03-3602-1274 ☎03-3602-1284
難病の方の相談	難病患者の福祉サービスの相談	金町保健センター 新小岩保健センター 水元保健センター	☎03-3607-4141 ☎03-3696-3781 ☎03-3627-1911
障害者の就労相談	障害者の就労に関する相談	就労支援センター	☎03-3695-2224 FAX03-3696-1872
ピアカウンセリング相談	同じ障害のあるピアカウンセラーによる相談（予約制）	障害福祉課 相談係	☎03-5654-8628 FAX03-5698-1531
障害者差別に関する相談	障害を理由とする差別に関する相談	障害福祉課 相談係	☎03-5654-8628 FAX03-5698-1531
障害者の権利擁護相談	障害者の虐待に関する相談	障害者権利擁護窓口 (障害福祉課相談係)	☎03-5654-8628 FAX03-5698-1531
福祉サービス苦情調整	苦情調整委員会による、障害福祉サービスをはじめとした、福祉サービス全般の利用に関する苦情相談(予約制)	福祉管理課	☎03-5654-8243

● 乳幼児・児童の発達や教育などに関する相談窓口

発達相談	就学前の子どもの発達が気になる方の相談	子ども総合センター	☎03-3602-1388
教育相談	子どもの教育全般に関する相談	総合教育センター	☎03-5668-7603

● その他の相談窓口

自立相談支援窓口	主に、家計のことなど金銭面に関する相談	自立相談支援窓口	☎03-5654-8625
くらしのまるごと相談窓口	生活全般の相談（手帳等を持っていない家族の相談も可）	くらしのまるごと相談課	☎03-5654-8560

● 地域の相談員

心身障害者の保護者や身体障害当事者である相談員が、知的障害・身体障害のある方やその家族からの相談に応じます。区の委託を受けた相談員が区内に（知的障害：11人・身体障害：7人）計18人います。相談をご希望の場合は、お問い合わせください。

<お問い合わせ>

障害福祉課 援護係 ☎03-5654-8263

● 成年後見制度についての相談

区 成年後見制度利用支援事業(区長申立て)

<事業内容>

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、2親等内の親族がいない場合などについては、親族に代わって区長が家庭裁判所に申立てを行います。

<対象者>

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方で、2親等内の親族がいない方など

<問い合わせ>

知的障害の方に関する件	障害福祉課援護係	☎03-5654-8263
精神障害の方に関する件	保健予防課保健予防係	☎03-3602-1274
高齢者の方に関する件	高齢者支援課相談係	☎03-5654-8257

社会福祉協議会 葛飾区成年後見センターの事業

<事業内容>

認知症の高齢者や知的障害者など、判断能力の不十分な方は、金銭管理や福祉サービスの利用ができなかったり、必要でない高額な商品を買わされたりするなどの恐れがあります。

このような方が安全に暮らせるように、成年後見制度が必要な方の相談から後見等受任までの支援を行います。

・相談事業

制度内容や利用することの可否、利用(申立て)手続き、成年後見人の活動等、成年後見制度等の相談。また、弁護士・司法書士による無料の専門相談や職員が区役所区民相談室へ出向いて制度の相談に応じる出張相談。

・申立て(手続き)の支援

家庭裁判所への申立て(手続き)の支援や、本人や親族での手続きが難しい場合に手続きを代行してくれる方の紹介。

・親族後見人の支援

後見業務に関わる日常的な相談や家庭裁判所への定期報告書類の作成支援等。

・申立費用及び後見等報酬の助成

成年後見制度の利用にあたり低所得等により費用を負担することが困難で、かつ、一定の要件を満たす方に対して、申立費用及び後見等報酬の助成(後見人等が親族の場合は対象外)。

・広報啓発

成年後見制度に関する講演会やパンフレットの作成・配布、社協だより等広報紙を活用した情報提供、地域の集まり等で制度説明をする出前講座など、制度の普及啓発活動。

<問い合わせ>

葛飾区成年後見センター ☎03-5672-2833
ウエルピアかつしか3階 地図P.58記載

※葛飾区成年後見センターでは、このほか高齢者や障害のある方が、住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、福祉サービスの利用に関する相談や日常的な金銭管理の支援、郵便物の確認を行う「訪問援助事業」も実施しています。

詳細は上記にお問い合わせください。

● 手帳について

○ 身体障害者手帳とは

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

・ 交付対象

- ①視覚障害 1級～6級 ②聴覚障害 2級～4級・6級 ③平衡機能障害 3級・5級
- ④音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 3級・4級
- ⑤肢体不自由（上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
1級～7級 ※7級の障害が一つのみでは、手帳の交付対象にはなりません。
- ⑥肢体不自由（体幹） 1級～3級・5級
- ⑦心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1級・3級・4級
- ⑧肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級～4級

・ 申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳交付等申請（届出）書
 - ②指定医記入の身体障害者診断書・意見書
 - ③写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、脱帽、撮影後1年以内のもの。）
 - ④個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうち、いずれかのもの
※①と②は所定の様式が障害福祉課の窓口にあります。
- ※本人の個人番号（マイナンバー）が確認できるものと、窓口申請に来る方の身元確認書類が必要です。
- （本人が15歳以上で、窓口に来る方が本人以外の場合は、個人番号の提供を委任する旨の委任状が必要です。）

・ 再認定制度について

再認定制度とは、身体障害者手帳の交付を受けた時点で、将来、障害程度に変化が予想される場合には、東京都知事が再認定の期日（手帳交付時から1年以上5年以内）を指定し、その期日までに身体障害者診断書・意見書を再度提出していただき、障害程度を改めて診査する制度です。その結果、障害程度に重大な変化が認められた場合には、先に交付した手帳と引換えに、新しい手帳を交付することになります。

・ 現在、手帳をお持ちの方の諸手続

次のように手帳の内容に変更があるときは、手帳を持参（紛失以外）のうえ障害事業係までお越しください。

- ①住所、氏名の変更
 - ②障害の程度変更、新たな障害の追加（指定医記入の身体障害者診断書・意見書、写真が必要です。）
 - ③手帳の紛失、破損（写真が必要です。）
 - ④身体障害者福祉法に定める障害に該当しなくなったとき
 - ⑤本人が死亡したとき
- ※②③の写真は、タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、脱帽、撮影後1年以内のものをご用意ください。

○ 愛の手帳とは

愛の手帳は、東京都が愛の手帳交付要綱に基づき知的障害と判定された方に対して交付されます。知的障害のある方が各種サービスを受ける際に必要なものです。知的障害の状態（区分）については愛の手帳交付要綱により定められ、障害の程度に応じて最重度（1度）、重度（2度）、中度（3度）、軽度（4度）に分かれます。

・手帳を申請するためには

次の施設に電話で予約をし、判定を受けます。愛の手帳は原則として18歳以上は本人が、18歳未満は保護者が申請者となります。

18歳未満の方 葛飾区児童相談所 ☎03-5698-0303

所在地 葛飾区立石2-30-1

18歳以上の方 東京都心身障害者福祉センター ☎03-3235-2961

所在地 新宿区神楽河岸1-1

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階

・判定時に必要なもの

写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、脱帽、撮影後1年以内のもの。）

※新規・他県からの転入の申請には、本人の個人番号（マイナンバー）が必要です。

①本人の個人番号の確認、②申請者（18歳未満の場合）が本人に代わって個人番号を提供できることの確認、③申請者の身元の確認ができる書類が必要です。

・現在、手帳をお持ちの方の諸手続

次のように手帳の内容に変更があるときは、手帳を持参（紛失以外）のうえ障害事業係までお越しください。

①住所、氏名を変更するとき

②障害の程度変更や更新で新手帳が交付された時の旧手帳の返還手続き等

③手帳の紛失、破損、貼ってある写真を貼替えるとき

写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、脱帽、撮影後1年以内のもの。）が必要です。

④本人が死亡したとき

※愛の手帳には有効期限が設けられていませんが、3歳、6歳（小学校への入学後）、12歳（中学校への入学後）、18歳に達したときに年齢更新が必要となります。更新時期になりましたら、手帳更新のための手続きをしてください。

○ 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害のある方が、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。

・ 交付対象及び等級

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害などを含みます)により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。精神障害の状態(等級)については、法令により定められ、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級、3級となります。

1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度

2級 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度

3級 精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

・ 申請に必要なもの(①・⑤及び②・③・④の内一つ)

①本人の写真(タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの。写真の裏には必ず、氏名、生年月日を記載してください。)

②精神保健指定医、その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書(診断書は初診日から6か月を経過している必要があります。)

※診断書は所定のものの下記「問い合わせ先」で配布しています。

③精神障害を支給事由とする障害年金の年金証書の写しと同意書

④精神障害を支給事由とする特別障害給付金の証書の写しと同意書

⑤本人確認書類(氏名・住所または氏名・生年月日が確認できるもの。写真付きのものは1点、写真なしのものは2点必要です。)

・ その他

①住所・氏名・障害程度(等級)の変更がある時は、必ず届け出てください。

②手帳を紛失・破損した場合は再交付できます。

③手帳の有効期間は、新規申請を受理した日から2年を経過する日の属する月の末日までです。更新の際は更新前の有効期限の2年後の日まで。

④更新手続きは有効期限の3か月前からできます。有効期限前に更新手続きをしてください。

・ 問い合わせ先

保健予防課保健予防係	青戸4-15-14	☎	03-3602-1274
金町保健センター	金町4-18-19	☎	03-3607-4141
新小岩保健センター	西新小岩4-33-2	☎	03-3696-3781
	(にこわ新小岩内)		
水元保健センター	東水元1-7-3	☎	03-3627-1911
高砂区民事務所	高砂3-1-39	☎	03-3659-3336
堀切区民事務所	堀切3-8-5	☎	03-3693-4184

● 事業別対象者一覧表（本文と合わせてご利用ください）

		手 当										年 金				
		特 別 障 害 者 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	重 度 心 身 障 害 者 手 当	心 身 障 害 者 （ 福 祉 ・ 手 当 A ・ 手 当 B ）	心 身 障 害 者 （ 外 出 支 援 分 ） 手 当	重 度 心 身 障 害 者 特 別 給 付 金	児 童 扶 養 手 当	児 童 育 成 手 当 （ 育 成 手 当 ） （ 障 害 手 当 ）		特 別 児 童 扶 養 手 当	難 病 患 者 福 祉 手 当	障 害 基 礎 年 金	障 害 厚 生 年 金	心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度	
本文のページ		10	10	10	10	14	12	12	12	12	14	14	14	16～17		
身体障害者 障害程度等級	視 覚 障 害	1	△	○		●	●	○	個別記載ページ（本文）参照	個別記載ページ（本文）参照	個別記載ページ（本文）参照	個別記載ページ（本文）参照	個別記載ページ（本文）参照	個別記載ページ（本文）参照	個別記載ページ（本文）参照	
		2	△	△		●	●	○								
		3				●										
		4														
		5														
		6														
	聴 覚 平 衡 障 害	2	△	○		●		○								
		3				●										
		4														
		5														
	言 語 障 害	3				●										
		4														
	肢 体 不 自 由	1	△	△	▲	●	●下肢									○
		2	△	△	▲	●	●又は▲上肢									○
		3				●	●体幹									
		4					▲下肢									
5																
6																
内 部 障 害	1	△	△		●	●		○								
	2				●			○								
	3				●											
	4															
愛 の 手 帳 程 度	1	△	△	▲	●	●		○								
	2	△	△	▲	●	●		○								
	3				●											
	4				●											

凡 例 ○・・・基準に合えば該当 ●・・・65歳以上の方は除く
 △・・・一部の障害に該当 ▲・・・65歳以上の方は除く

● 事業別対象者一覧表（本文と合わせてご利用ください）

			障害者総合支援法 児童福祉法による サービス ●介護給付 ●訓練等給付 ●地域生活支援 事業など	医 療					補装具・日常生活用具等				介 護			
				心身障害者医療費助成	その他の医療費助成	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	後期高齢者医療制度	補装具費の支給	日常生活用具費の支給	住宅設備改善費の支給	身体障害者補助犬の給付	緊急一時保護事業	重度脳性まひ者介護事業	在宅レスパイト事業等
本文のページ			18～24	25	25	26～27		27	28	29～33	34	34	35	35	35	
身体障害者障害程度等級	視覚障害	1	●		△	△			○			△	○			
		2	●		△	△			○				○			
		3			△	△			○							
		4			△	△			○							
		5			△	△			○							
		6			△	△			○							
	聴覚平衡障害	2	●		△	△			○			△	○			
		3			△	△			○							
		4			△	△			○							
		5			△	△			○							
		6			△	△			○							
		音声言語	3			△	△			○						
	肢体不自由	1	●		△	△			○		△	△	○	△		
		2	●		△	△			○		▲	△	○			
		3			△	△			○		▲					
		4			△	△			○							
5				△	△			○								
6				△	△			○								
内部障害	1	●		△	△			○		△		○				
	2	●		△	△			○		△		○				
	3	●		△	△			○		△						
	4			△	△			○		△						
愛の手帳程度	1	●										○				
	2	●										○				
	3											○				
	4											○				

凡 例 ○・・・基準に合えば該当 ●・・・65歳以上の方は除く
 △・・・一部の障害に該当 ▲・・・65歳以上の方は除く

● 事業別対象者一覧表（本文と合わせてご利用ください）

		生活の援助																	
		移動支援事業	心身障害者バス借上り社会参加促進助成	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費助成	見守り型緊急通報システム	紙おむつの支給・使用料助成	寝具乾燥消毒	出張理美容	巡回入浴サービス	配食サービス	車いすの貸し出し	駐車禁止等除外標章の交付	中等度難聴児補聴器購入費助成	手話通訳者・手話相談員の設置	手話通訳者・要約筆記者の派遣	JR・私鉄運賃の割引	都営交通の無料乗車券	民営バスの割引
本文のページ		36	38	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44	44	44	45	45
身体障害者障害程度等級	視覚障害	1			●	●	●	●	○	●						○	○	○	
		2			●	●	●	●	○	●						○	○	○	
		3														○	○	○	
		4														○	○	○	
		5														○	○	○	
		6														○	○	○	
	聴覚平衡障害	2	○		●	●	●	●	○	●						○	○	○	
		3	○													○	○	○	
		4														○	○	○	
		5														○	○	○	
		6														○	○	○	
		言語	3	○												○	○	○	
	肢体不自由	1	○	○	●	●	●	●	○	●						○	○	○	
		2	○	○	●	●	●	●	○	●						○	○	○	
		3	○													○	○	○	
		4		○下肢												○	○	○	
5			○体幹												○	○	○		
6															○	○	○		
愛の手帳程度	内部障害	1	○		●	●	●	●	○	●					○	○	○		
		2	○		●	●	●	●	○	●					○	○	○		
		3	○												○	○	○		
		4	○												○	○	○		
愛の手帳程度	愛の手帳程度	1	○		●	●	●	●	○	●					○	○	○		
		2	○		●	●	●	●	○	●					○	○	○		
		3	○		●				○	●					○	○	○		
		4	○							○	●				○	○	○		

凡例 ○・・・基準に合えば該当 ●・・・65歳以上の方は除く
 △・・・一部の障害に該当 ▲・・・65歳以上の方は除く

● 事業別対象者一覧表（本文と合わせてご利用ください）

		生活の援助									災害時の支援			その他				
		国内航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	タクシー料金の割引	所得税・住民税の障害者控除等	個人事業税の軽減	軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免	NHK受信料の減免	都営住宅入居の優遇制度・使用料の減額	広報かつしか・選挙情報などのデジタル版等による情報提供	民間賃貸住宅への住み替え支援	家賃債務保証料の助成	避難行動要支援者名簿の作成	電話やファクスによる災害情報の提供	家具転倒防止器具取付け等支援事業	障害者就労支援センター	（社福）葛飾区社会福祉協議会の事業	郵便等による選挙の投票
本文のページ		45	46	46	47	47	48	48	49	49	50	50	51	51	51	52	53	54
身体障害者障害程度等級	視覚障害	1	○	○	○	○		○	○	○				○	○	特定非営利活動法人高次しよぶ	区役所・健康プラザかつしか地図	ウ地域福祉・障害者センター
		2	○	○	○	○		○	○	○				○	○			
		3	○	○	○	○		○	○	○				○				
		4	○	○	○	○		○	○	○				○				
		5	○	○	○	○		○	○	○				○				
		6	○	○	○	○		○	○	○				○				
	聴覚平衡障害	2	○	○	○	○		○	○					△	○			
		3	○	○	○	○		○	○					△				
		4	○	○	○	○		○	○					△				
		5	○	○	○	○		○	○					△				
		6	○	○	○	○		○	○					△				
	音声言語	3	○	○	○	○		○	○									
		4	○	○	○	○		○	○									
	肢体不自由	1	○	○	○	○		○	○						○			
		2	○	○	○	○		○	○						○			
		3	○	○	○	○		○	○									
		4	○	○	○	○		○	○									
		5	○	○	○	○		○	○									
		6	○	○	○	○		○	○									
愛の手帳程度	1	○	○	○	○		○	○						○				
	2	○	○	○	○		○	○						○				
	3	○	△	○	○		○	○										
	4	○		○	○		○	○										

凡例 ○・・・基準に合えば該当 ●・・・65歳以上の方は除く
 △・・・一部の障害に該当 ▲・・・65歳以上の方は除く

● 各種手当など

令和6年4月1日現在（支給額の改正があった場合には、金額が変わります。）

①→国の制度 ②→都の制度 ③→区の制度

手当等の名称	対象者		所得制限	手当（月額）
	障害程度	年齢		
特別障害者手当 ①	著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護が必要な方	20歳以上	有	28,840円
障害児福祉手当 ①	重度の障害があるため、日常生活で常時介護が必要な児童	20歳未満	有	15,690円
福祉手当 （経過措置） ①	昭和61年3月31日現在、改定前の福祉手当を継続して受給している方		有	15,690円
重度心身障害者手当 ②	心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護を必要とする方 （東京都心身障害者福祉センターで判定します）	65歳未満 （新規申請時）	有	60,000円
心身障害者 福祉手当 ③	(A)	身体障害者手帳 1・2級 愛の手帳 1～3度 脳性まひ 進行性筋萎縮症	20歳以上 65歳未満 （新規申請時）	15,500円
	(B)	身体障害者手帳 3級 <20歳未満の場合> 愛の手帳 4度 身体障害者手帳1～3級 戦傷病者手帳 特～3項症 愛の手帳1～4度	65歳未満 （新規申請時）	7,750円
	(外出支援分)	下記のいずれかの障害で身体障害者手帳を交付された方 ▽下肢・体幹・移動機能障害1～3級 ▽視覚障害1・2級 ▽内部障害1級 ▽下肢障害が4級以上で、上肢・内部・平衡機能障害のいずれかが3級以上 愛の手帳1・2度を交付された方	65歳未満 （手帳取得時）	2,500円
	(精神障害)	精神障害者保健福祉手帳 1級	65歳未満 （新規申請時）	7,750円

※65歳以上でも転入された方等、対象となる場合もありますので、お問い合わせください。

次のいずれかに該当するときは 受給できません	支給月	申請に必要なもの	受付 窓口
<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 3か月を超えて入院している方 福祉手当(経過措置)受給者 原爆被爆者介護手当受給者は併給調整あり 		<ul style="list-style-type: none"> 所定の診断書 本人名義の預金通帳 年金証書(公的年金受給者のみ) 原爆被爆者介護手当受給者は、その手当額がわかる書類 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうち、いずれかのもの ※本人及び所得判定対象者の個人番号が必要です。 申請書を提出する方の身元が確認できるもの(運転免許証、障害者手帳など) 本人以外の方が代理で申請書を提出する場合は委任状 	
<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 障害を事由とする公的年金受給者 	2月 5月 8月 11月 10日頃	<ul style="list-style-type: none"> 所定の診断書 本人名義の預金通帳 年金証書(公的年金受給者のみ) 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうち、いずれかのもの ※本人及び所得判定対象者の個人番号が必要です。 申請書を提出する方の身元が確認できるもの(運転免許証、パスポートなど) 親が申請書を提出する場合は戸籍謄本(親子が同一世帯の場合は不要)、親以外の方が提出する場合は委任状 	障害福祉課 障害事業係
<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 特別障害者手当受給者 障害を事由とする公的年金受給者 			03(5654)
<ul style="list-style-type: none"> 施設、独立行政法人国立病院機構、国立保養所に入所している方 3か月を超えて入院している方 	毎月 20日	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑(スタンプ印を除く) 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうち、いずれかのもの ※本人及び扶養義務者(本人が20歳未満の場合)の個人番号が必要です。 申請書を提出する方の身元が確認できるもの(運転免許証、障害者手帳など) 本人以外の方が代理で申請書を提出する場合は委任状。ただし、本人が20歳未満の場合で親が提出する場合は戸籍謄本(親子が同一世帯の場合は不要) 	8301
<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 難病患者福祉手当受給者 心身障害者福祉手当(精神障害者福祉手当)受給者 			
<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 児童育成手当(障害手当)受給者 難病患者福祉手当受給者 心身障害者福祉手当(精神障害者福祉手当)受給者 	4月 8月 12月 25日頃	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳等(障害の程度を証明できるもの) 預金通帳(20歳以上は本人名義、20歳未満は保護者名義) 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうち、いずれかのもの ※本人及び扶養義務者(本人が20歳未満の場合)の個人番号が必要です。 申請書を提出する方の身元が確認できるもの(運転免許証、障害者手帳など) 本人以外の方が代理で申請書を提出する場合は委任状。ただし、本人が20歳未満の場合で親が提出する場合は戸籍謄本(親子が同一世帯の場合は不要) 	
<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 			
<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 児童育成手当(障害手当)受給者 難病患者福祉手当受給者 心身障害者福祉手当(A)(B)受給者 			*

*精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、保健予防課保健予防係にお問い合わせください。(03-3602-1274)

令和6年4月1日現在（支給額の改正があった場合には、金額が変わります。）

※詳しいことは担当課へお問い合わせください。

手当等の名称	対象者		制限等	
	障害程度	年齢	所得制限	次のいずれかに該当するときは支給されません
児童扶養手当 ①	死亡、離婚、遺棄等で両親や父か母がい ない児童又は父か母が重度の障害者である児童	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間に ある児童 (おおむね身体障害者手帳1～3級などに該当する障害のある児童は20歳未満)	有	<ul style="list-style-type: none"> ・父母又は養育者及びその扶養義務者の所得が基準額以上である。 ・児童が施設に入所している。
	申請者は、上記の児童を養育している父・母又は養育者			
児童育成手当 ②	死亡、離婚、遺棄等で両親や父か母がい ない児童又は父か母が重度の障害者である児童	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間に ある児童	有	<ul style="list-style-type: none"> ▽育成手当 <ul style="list-style-type: none"> ・児童を養育している方及び配偶者の所得が基準額以上である。 ・児童が施設に入所している。 ▽障害手当 <ul style="list-style-type: none"> ・児童を養育している方及び配偶者の所得が基準額以上である。 ・児童が施設に入所している。 ・心身障害者福祉手当（B）、（精神障害者福祉手当）、難病患者福祉手当との併給は不可
	身体障害者手帳 1・2級程度 愛の手帳 1～3度程度 脳性まひ 進行性筋萎縮症 上記と同程度の疾病もしくは身体又は知的の障害のある児童	20歳未満の児童		
特別児童扶養手当 ③	身体障害者手帳 おおむね1・2級程度 愛の手帳 1・2度程度 上記と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のある児童	20歳未満の児童	有	<ul style="list-style-type: none"> ・父母又は養育者及びその扶養義務者の所得が基準額以上である。 ・児童が施設に入所している。 ・児童が障害を理由とする公的年金を受けている。
	身体障害者手帳 おおむね3級程度 (下肢機能障害は4級の一部を含む) 愛の手帳 おおむね3度程度 上記と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のある児童	20歳未満の児童		

手当等(月額)	支給月	申請に必要なもの	受付窓口
<p>手当額は、所得に応じて決まります。</p> <p>第1子 全部支給 45,500円 一部支給 45,490円～10,740円</p> <p>第2子の加算額 全部支給 10,750円 一部支給 10,740円～5,380円</p> <p>第3子以降の加算額(一人につき) 全部支給 6,450円 一部支給 6,440円～3,230円</p>	1月 3月 5月 7月 9月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本(申請者と児童の戸籍が異なる場合は各々1通ずつ必要。葛飾区では児童扶養手当を申請する場合は手数料が無料です) ・申請者名義の預金通帳またはキャッシュカード ・身体障害者手帳、愛の手帳又は所定の診断書 ・個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうち、いずれかのもの ※児童及び所得判定対象者の個人番号が必要です。 ・申請書を提出する方の身元が確認できるもの(運転免許証、パスポートなど) ※所得証明書(課税・非課税証明書)の原本の提出は省略できます。所得証明については、基準日に住民票のある区市町村と情報連携を行います。照会ができない場合には提出をご案内することがあります。 	0 子育て応援課 3 (5654) 児童手当係 新館4階401窓口 8298
<p>児童1人につき 13,500円</p>	2月 6月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本(育成手当)(申請者と児童の戸籍が異なる場合は各々1通ずつ必要) ・身体障害者手帳、愛の手帳又は所定の診断書 ・申請者名義の預金通帳またはキャッシュカード ・個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうち、いずれかのもの ※児童及び所得判定対象者の個人番号が必要です。 ・申請書を提出する方の身元が確認できるもの(運転免許証、パスポートなど) ※所得証明書(課税・非課税証明書)の原本の提出は省略できます。所得証明については、基準日に住民票のある区市町村と情報連携を行います。照会ができない場合には提出をご案内することがあります。 	
<p>児童1人につき 15,500円</p>			
<p>児童1人につき 55,350円</p>	4月 8月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、愛の手帳又は所定の診断書 ・戸籍謄本(申請者と児童の戸籍が異なる場合は各々1通ずつ必要。葛飾区では特別児童扶養手当を申請する場合は手数料が無料です) ・申請者名義の預金通帳 ・個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうち、いずれかのもの ※児童及び所得判定対象者の個人番号が必要です。 ・申請書を提出する方の身元が確認できるもの(運転免許証、パスポートなど) ※所得証明書(課税・非課税証明書)の原本の提出は省略できます。所得証明については、基準日に住民票のある区市町村と情報連携を行います。照会ができない場合には提出をご案内することがあります。 	
<p>児童1人につき 36,860円</p>			

令和6年4月1日現在（ただし、障害基礎年金・障害厚生年金については、令和5年4月1日現在。支給額の改正があった場合には、金額が変わります。）※詳しいことは担当課へお問い合わせください。

手当等の名称		対象者		制限等	
		障害程度	年齢	所得制限	次のいずれかに該当するときは支給されません
難病患者福祉手当 (区)		難病医療費等助成制度を利用している方等		65歳未満 (新規申請時) ※65歳以上でも転入された方等、対象となる場合もありますので、お問い合わせください。	有 ・施設に入所している方 ・心身障害者福祉手当（A・B・精神障害者福祉手当）受給者 ・児童育成手当（障害手当）受給者
重度心身障害者特別給付金 (区)		身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度をお持ちの方で、次のいずれかに当てはまる方のうち、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった方 ①昭和57年1月1日前に満20歳以上に達していた在日外国人の方（平成4年10月1日前に外国人登録をしている方）で、同日前に障害者であった方又は同日以後に障害者となったが同日前に障害発生原因の初診日がある方 ②満20歳以上で昭和61年4月1日前に障害者と認定された方で、障害発生原因の初診日の前月までの厚生年金被保険者期間が6か月未満又は共済組合員期間が1年未満の方 ③満20歳以上で昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日がある方		有 ・生活保護受給者 ・障害基礎年金受給者 ・公的年金受給者（受給額による）	
障害障害基礎年金(国)	1級	①国民年金の被保険者期間等に医師の診断を受けた病気やけがによる障害のある方 ②20歳前に医師の診断を受けた病気やけがによる障害のある方（20歳以降に申請可）	国民年金法の規定をもとに、診断書等で審査します	①の場合 保険料の納め忘れがあると受けられないことがあります。 ②の場合 本人の所得制限があります。 ※①、②ともに、他の年金を受給できる場合は、選択して受給することになります。	
	2級				
障害障害厚生年金(国)	1級	厚生年金の被保険者期間等に医師の診断を受けた病気やけがによる障害のある方	日常生活の用を自分ですることができない程度	無 保険料の納め忘れがあると受けられないことがあります。 他の年金を受給できる場合は、選択して受給することになります。	
	2級		日常生活に著しい制限をうける程度		
	3級		労働に著しい制限をうける程度		
	障害手当金(一時金)		3級の障害よりやや軽い程度		

手当等(月額)	支給月	申請に必要なもの	受付窓口
15,500円	4月 8月 12月	<ul style="list-style-type: none"> 本人名義の預金通帳 住民税課税・非課税証明書(転入された方のみ) ※20歳未満の場合は、保護者の証明書になります。 申請書を提出する方の身元が確認できるもの(運転免許証、特定医療費受給者証など) 	03保健(3予6防0課2保)1予2防7係4
30,500円	4月 8月 12月	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳又は愛の手帳 本人名義の預金通帳 公的年金受給者は、その年金額がわかる書類 住民税課税・非課税証明書(転入された方のみ) <p>※他にも条件によって必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>	03障害福祉課(5654)障害事業係8301
1級 ①67歳以下の方 (昭和31年4月2日以後生まれ) 993,750円(年額) ②68歳以上の方 (昭和31年4月1日以前生まれ) 990,750円(年額) ・子供の加算もあります。 (一定の条件あり)	2月 4月 6月 8月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳(基礎年金番号通知書) マイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカード、通知カードなど) ※住民票・戸籍謄本・課税証明が必要な場合があります。 受診状況等証明書(初診日を証明するもの) 障害年金用診断書(国民年金係にて診断書用紙配布) 病歴就労状況等申立書 本人名義の預金通帳 交付されている場合 身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳 	03国保年金課(58階35)国民年金係15窓口85
2級 ①67歳以下の方 (昭和31年4月2日以後生まれ) 795,000円(年額) ②68歳以上の方 (昭和31年4月1日以前生まれ) 792,600円(年額) ・子供の加算もあります。 (一定の条件あり)			
1級 報酬比例の年金額の125% +配偶者加給年金額	2月 4月 6月 8月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳(基礎年金番号通知書) 受診状況等証明書 障害年金用診断書 病歴就労状況等申立書 本人名義の預金通帳 交付されている場合 身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳 戸籍謄本 配偶者、子供(18歳の年度の3月、障害者の場合は20歳未満)がいる場合は、世帯全員の住民票 配偶者加給年金を加える場合は、配偶者の課税証明書 子の加算額を加える場合で義務教育期間を超えている際は、子の在学証明書又は課税証明書 マイナンバーを記載いただくことで、住民票や課税証明書が省略できる場合がありますので、事前に年金事務所へご相談してください。 	03立葛石(3695)年金事務所2181
2級 報酬比例の年金額 +配偶者加給年金額			
3級 報酬比例の年金額 (最低保障額) ①67歳以下の方 (昭和31年4月2日以後生まれ) 596,300円 ②68歳以上の方 (昭和31年4月1日以前生まれ) 594,500円			
障害手当金 報酬比例の年金額の200% (最低保障額) ①67歳以下の方 (昭和31年4月2日以後生まれ) 1,192,600円 ②68歳以上の方 (昭和31年4月1日以前生まれ) 1,189,000円			

※障害年金1・2級に該当する方は、所得に応じて障害年金生活者支援給付金を受け取れる場合があります。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

心身障害者扶養共済制度

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金が支給されます。

【加入の要件】

保護者 次のすべての要件を満たしている方

- ①障害者の保護者であること ②東京都内に住所があること
- ③年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
- ④特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

障害者の範囲 次のいずれかに該当する方

- ①知的障害者 ②身体障害者（1級～3級）
- ③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同程度の方
（たとえば、精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※この制度に加入できるのは、障害者1人に対して1人の保護者のみです。

【掛金】

◆掛金（月額）

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※掛金は、改定されることがあります。
その場合は、改定後の金額が適用されます。

◆口数について

障害者1人につき、2口まで加入できます。

◆掛金の納付期間

次の2つの要件をすべて満たした以後の加入月から、掛金は納める必要はありません。

- ①年度初日（4月1日）の加入者の年齢が65歳となったとき（年齢要件）
- ②加入期間が20年以上となったとき（期間要件）

◆掛金の減額

加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の1/2を減額します。

- ①生活保護を受けている場合
- ②住民税が非課税である場合
- ③知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

【年金の支給】

支給開始の要件	加入者の死亡又は重度障害
支給開始	加入者が死亡した（又は重度障害となった）月から
支給期間	障害者に対し終身支給
支給額（月額）	20,000円（加入1口あたり）

※加入者の死亡（重度障害）が、故意又は重大な過失による場合は、支給されないことがあります。

【弔慰金等の支給】

種類	弔慰金		脱退一時金	
内容	障害者が加入者より先になくなったときは、加入期間に応じて弔慰金を支給します。		内容	加入者の申し出により脱退をしたときは、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。
	加入期間	支給額（1口）	加入期間	支給額（1口）
	1年以上5年未満	50,000円	5年以上10年未満	75,000円
	5年以上20年未満	125,000円	10年以上20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円	20年以上	250,000円

【加入の申込みに必要なもの】

- ①加入等申込書
- ②加入申込者の住民票
- ③障害者の住民票
- ④加入申込者と障害者の関係を証明する書類（住民票又は戸籍謄本等）
- ⑤加入者が障害者を扶養していることを確認できる書類
- ⑥申込者告知書
- ⑦障害証明書
- ⑧障害者手帳の写し等
- ⑨印鑑（スタンプ印は使用できません。）
- ⑩その他（必要に応じて窓口でお願いすることがあります。）

【その他】

◆脱退

次の場合は、脱退として取り扱います。その場合は、納付済みの掛金はお返しいたしません。

- ①加入者が死亡又は重度障害となったとき（⇒年金の給付へ）
- ②障害者が加入者より先に死亡したとき（⇒弔慰金の給付へ）
- ③加入者が脱退の申し出をしたとき（⇒脱退一時金の給付へ）
- ④掛金を2か月滞納したとき
- ⑤加入者が東京都の区域外に転出し、転出先の自治体で扶養共済制度に加入したとき（東京都での加入期間は通算されます。）

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害事業係

東京都扶養共済事務センター ☎03-3344-8633

● 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス

障害福祉サービス

＜問い合わせ＞ 障害福祉課 援護係（身体障害・知的障害）・相談係・審査係
保健予防課 保健予防係（精神障害・難病患者等）

障害のある方が地域で安心して暮らすためのサービスを、身体障害、知的障害、精神障害、難病等という障害の種類に関係なく、共通の仕組みによって利用できます。

サービス費用の自己負担は原則 1 割となります。ただし、負担が重くなりすぎないように所得等に応じて 1 か月あたりの負担に上限額が設定されます。また、低所得の方に配慮したさまざまな軽減策が講じられています。

＜支給決定とサービス利用方法＞

- ① 相談
福祉サービス利用にあたって、区又は相談支援事業者にご相談します。
- ② 利用申請先
身体障害、知的障害：障害福祉課
精神障害、難病等：保健予防課
児童通所サービス：障害福祉課又は子ども総合センター
- ③ 調査
利用者（申請者）の心身の状況、家庭環境、生活状況などの聞き取りを行います。
- ④ 審査・判定（18歳以上の障害者のみ）
調査結果をもとに、区で利用者（申請者）の心身の状況を判定するための一次判定及び障害に関する有識者で構成された審査会で医師意見書等を参考に二次判定を行い、どのくらいサービスが必要な状態にあるか（障害支援区分 1～6）を決めます。
※訓練等給付の場合は、障害支援区分の認定はありません。
- ⑤ サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成
サービスを利用するには「サービス等利用計画案」「障害児支援利用計画案」が必要になります。利用者（申請者）は、計画案を作成できる特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者と契約します。事業者とともに計画案を作成し、区に提出します。
また、利用者（申請者）やご家族が作成する「セルフプラン」の申請でもサービスを受けることができます。「セルフプラン」をご希望の方は区へご相談ください。
- ⑥ 支給決定・通知
区は、計画案を参考に支給決定を行い、利用者（申請者）に通知するとともに、受給者証を発行します。特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者はサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。
- ⑦ 事業者と契約
利用者（申請者）は、福祉サービス事業者とサービス利用の契約をします。
- ⑧ サービスの利用開始
サービス利用後に、計画の定期的な見直し（「モニタリング」といいます）が行われます。対象となるサービスは別表（P 22、24）のとおりです。

<障害福祉サービスの利用者負担>

利用者負担は、原則 1 割の定率負担となりますが、所得に応じて月額負担上限額が設定され、1 か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、利用サービスによっては、この他に食費、光熱水費が実費負担となります。

① 所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 月ごとの利用者負担上限額

【18歳以上の障害者の場合】

通所施設、ホームヘルプ利用の場合

所得区分	月額負担上限額
生活保護・低所得（区民税非課税世帯）	0円
一般1 （区民税の所得割16万円未満）	9,300円
一般2 （区民税の所得割16万円以上）	37,200円

入所施設（20歳以上）、グループホーム利用の場合

所得区分	月額負担上限額
生活保護・低所得（区民税非課税世帯）	0円
一般（区民税課税世帯）	37,200円

入所施設利用の場合（18歳以上20歳未満）

所得区分	月額負担上限額
生活保護・低所得（区民税非課税世帯）	0円
一般1 （区民税の所得割28万円未満）	9,300円
一般2 （区民税の所得割28万円以上）	37,200円

※入所施設を利用する場合、住民票の世帯が一緒の方の所得区分に応じて、月額負担上限額が設定されています。

【18歳未満の障害児】

住民票の世帯が一緒の方の所得区分に応じて、次のとおり月額負担上限額が設定されています。

通所施設、ホームヘルプ利用の場合

所得区分	月額負担上限額
生活保護・低所得（区民税非課税世帯）	0円
一般1 （区民税の所得割28万円未満）	4,600円
一般2 （区民税の所得割28万円以上）	37,200円

※小学校就学前で児童発達支援等を利用の場合は、利用者負担などについての補助があります。詳しくは給付係までお問い合わせください。

入所施設利用の場合

所得区分	月額負担上限額
生活保護・低所得（区民税非課税世帯）	0円
一般1 （区民税の所得割28万円未満）	9,300円
一般2 （区民税の所得割28万円以上）	37,200円

③ 高額障害福祉サービス等給付費および高額障害児通所給付費

同じ世帯の中で障害福祉サービス・障害児通所支援などを利用する方が複数いる場合や、同一人が障害福祉サービスと補装具・介護保険サービス・障害児通所支援などを利用していている場合、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減します。月額負担上限額を超えて支払った分が、後から支給されます（償還払い方式）。詳しくは、給付係までお問い合わせください。

④ 補足給付

【20歳以上の入所施設利用者】

生活保護世帯の方、低所得の方に、定率負担額と食費等の負担額を支払ったあとに、一定額（その他生活費）が手元に残るように施設での食費、光熱水費について補足給付を行います。53,500円を上限とします。

【20歳未満の入所施設利用者】

定率負担額と食費等の負担額を含めた利用者負担について、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（「その他生活費」を含めて、低所得世帯で50,000円、区民税の所得割28万円以上の一般世帯で79,000円）を超える額について補足給付を行います。

【共同生活援助の利用者】

グループホーム居住者（非課税世帯に限る）の家賃の実費負担を軽減するため月額1万円を上限に補足給付を行います。

⑤ 食費実費負担の軽減

通所施設等の食費の person 費相当部分を支給し、食材料費のみの負担とする軽減を行います。

【対象者】

生活保護世帯の方、低所得の方、一般世帯の方（ただし、区民税課税世帯で所得割16万円未満世帯）

⑥ 生活保護とならないための減免

利用負担をすることにより生活保護の受給対象となってしまう場合は、生活保護の適用対象でなくなるまで利用料が減免されます。

【居宅サービスおよび施設サービスの定率負担】

所得に応じた月額負担上限額まで負担をすると生活保護になる場合は、生活保護にならないよう、より低い上限額を適用します。

【施設入所者に対する減免】

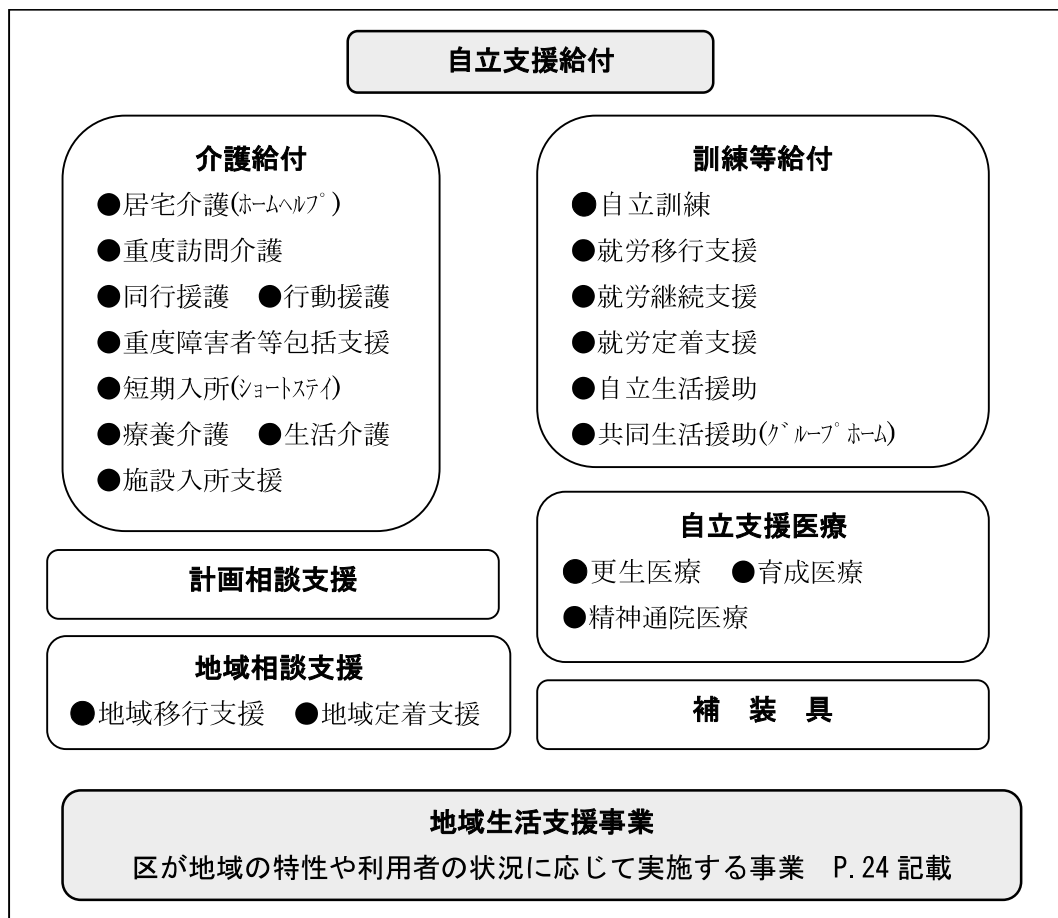
施設入所している方には、定率負担を0円にしても生活保護対象となる場合は、食費等の補足給付を月額53,500円を上限に、生活保護対象とならなくなるまで支給します。

* 各種減免の適用条件などの詳細は、問い合わせ先にご相談ください。

<障害福祉サービスの種類>

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づくサービスと、障害児の通所等の支援を行う児童福祉法に基づくサービスがあります。

障害者総合支援法によるサービス体系



● 障害者総合支援法の対象となるサービス

	サービスの名称	サービスの内容
介 護 給 付	① 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介護を行います。
	② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動が著しく困難な障害者であって、常に介護が必要な方に、居宅での入浴や排泄、食事などの介護や外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
	③ 同行援護	視覚障害により、移動が困難な方に、外出時において移動の援助、その他必要な援助を行います。
	④ 行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時における移動中の介護を行います。
	⑤ 重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のうち、介護の必要度が著しく高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います。
	⑥ 短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護などを受けることができます。
	⑦ 療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護および介護を行います。
	⑧ 生活介護	常に介護が必要な方に、昼間において施設で、入浴や排泄、食事などの介護と創作的活動、生産活動などの機会を提供します。
	⑨ 施設入所支援	施設に入所している方に対して主に夜間において入浴や排泄、食事の介護などを行います。
訓 練 等 給 付	⑩ 自立訓練 [機能訓練・生活訓練]	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間にわたり身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	⑪ 就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間にわたり、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	⑫ 就労継続支援 [A型・B型]	一般の企業などで働くことが困難な方に、就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	⑬ 就労定着支援	一般就労を継続することができるように、企業や自宅等への訪問や必要な連絡調整などを行います。
	⑭ 自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅への訪問など必要な支援を行います。
	⑮ 共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
相 談 支 援	⑯ 計画相談支援	福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行います。
	⑰ 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方が地域生活に移行できるよう、住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。
	⑱ 地域定着支援	障害者施設や病院等から退所・退院した方の地域生活が定着するよう相談等の支援を行います。

<障害支援区分と利用できるサービス>

下表のサービスを利用できるのは、規定の障害支援区分の認定を受けた方です。ただし、18歳未満の児童はこの限りではありません。

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
① 居宅介護(ホームヘルプ)		○	○	○	○	○	○
① 通院等介助 【身体介護を伴う場合】			○	○	○	○	○
② 重度訪問介護	二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の歩行・移乗・排尿・排便のすべてが「支援不要」以外と認定。また行動障害を有する者				○	○	○
③ 同行援護	同行援護アセスメント調査票「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者						
④ 行動援護	認定調査項目の行動関連項目の合計が10点以上			○	○	○	○
⑤ 重度障害者等包括支援	重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要又は最重度知的障害がある、又は行動関連項目10点以上						○
⑥ 短期入所		○	○	○	○	○	○
⑦ 療養介護						○ (*1)	○ (*2)
⑧ 生活介護			○ (*3)	○	○	○	○
⑨ 施設入所支援				○ (*3)	○	○	○

- * 1 この区分は筋ジストロフィー症又は重症心身障害がある方が対象です。
- * 2 この区分は人工呼吸器による呼吸管理を行っている方が対象です。
- * 3 この区分は50歳以上の方が対象です。

● 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、区が地域の特性や利用する方の状況に応じて、下記の事業を実施します。

主なサービス	内 容	問い合わせ先
移動支援事業	P. 3 6 参照	審査係
日常生活用具費支給	P. 2 9 参照	援護係 保健予防課保健予防係
住宅設備改善費支給	P. 3 4 参照	
巡回入浴サービス	P. 4 1 参照	援護係
通勤支援事業	P. 3 7 参照	
手話通訳者の設置	P. 4 4 参照	
手話通訳者等派遣	P. 4 4 参照	
地域活動支援センターでの活動	P. 5 7 参照（ウエルピアかつしか内）	地域活動支援センター (P. 5 7 参照)
成年後見制度利用支援事業	P. 2 参照	援護係 保健予防課保健予防係

● 児童福祉法の対象となるサービス

	サービスの名称	サービスの内容
障害児通所支援	①児童発達支援	未就学障害児に日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
	②医療型児童発達支援	在宅で生活する医療的ケアが必要な障害児に地域支援を行います。
	③居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のために、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	④放課後等デイサービス	就学障害児に放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
	⑤保育所等訪問支援	保育所等を利用している障害児（これから利用する障害児）の保育所等に支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
相談支援	⑥障害児相談支援	障害児の通所支援等の利用にあたり、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行います。

● 医 療

障 心身障害者医療費助成

＜問い合わせ＞ 障害福祉課 障害事業係
保健予防課 保健予防係（精神障害）

＜対象者＞

- 身体障害者手帳 1・2級（内部障害を含む場合は1～3級）の方
- 愛の手帳 1・2度の方
- 精神障害者保健福祉手帳 1級の方

☆健康保険に加入されている方

☆20歳以上は本人、20歳未満は健康保険証の世帯主又は被保険者の所得制限があります。

☆新規申請の場合、65歳以上の方は除きます（一部対象あり）。

☆生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。

☆規則で定める施設に入所されている方は除きます。

※住民税が課税されている方は、後期高齢者医療制度に加入されると、**障**の対象外となります。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、保健予防課保健予防係へお問い合わせください。

＜事業内容＞

保険診療の自己負担分の医療費の全額又は一部を助成します。

☆入院時食事療養費や保険診療以外の費用は対象となりません。

＜申請に必要なもの＞

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳
- ・健康保険証
- ・住民税課税又は非課税証明書（転入された方のみ）

※20歳未満の場合は、健康保険証の世帯主又は被保険者の証明書になります。

※都内から転入の方は、**障**受給者証交付状況連絡票があれば、証明書は不要です。

※マイナンバーによる資格審査も可能です。

その他の医療費助成等

事業名	記号	事業内容	問い合わせ先
ひとり親家庭等医療費助成	親	健康保険診療自己負担分の医療費を助成します。（一部自己負担あり） 詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。	子育て応援課児童手当係 （区役所新館4階401番窓口） 03-3695-1111 内線 2408、2422 直通 03-5654-8294
子ども医療費助成	乳		
	子		
	青		
難病医療費助成・小児慢性医療費助成・B型C型ウイルス肝炎治療費助成・被爆者医療費助成・自立支援医療（精神通院）・結核	なし	健康保険診療自己負担分の医療費を助成します。（一部自己負担あり） 詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。	保健予防課保健予防係 （健康プラザかつしか内） 青戸4-15-14 直通 03-3602-1274
未熟児養育医療・自立支援医療（育成医療）・療育給付・妊娠高血圧症候群等医療費助成	なし		子ども総合センター 子ども家庭支援課母子保健係 （健康プラザかつしか内） 青戸4-15-14 直通 03-3602-1387
大気汚染医療費助成	都		地域保健課地域医療係 （健康プラザかつしか内） 青戸4-15-14 直通 03-3602-1231
後期高齢者医療制度	なし	詳細は27ページ参照	

● 自立支援医療

自立支援医療（更生医療）

<問い合わせ> 障害福祉課 援護係

<対象者>

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方

<事業内容>

手帳に記載されている障害について、その程度を軽減したり、障害を取り除くために必要な医療費を公費で負担する制度です。

☆自己負担は原則として医療費の1割です。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定します。なお、一定の所得を超える方は対象外となる場合があります。

☆ご利用にあたっては事前に申請する必要があります。手続きに時間がかかるため早めに申請してください。

認定された方には「自立支援医療受給者証」を交付しますので、指定医療機関で「自立支援医療受給者証」を提示して受診してください。

自立支援医療（育成医療）

<対象者>

18歳未満で、身体に障害がある児童又は疾患を放置すると将来機能障害を残すと認められる児童であって、手術等により確実な治療効果が期待できる児童

<事業内容>

身体に障害のある児童で、指定医療機関において治療を受け、確実な治療効果が期待できるものに対して医療費を助成します。

☆自己負担は原則として医療費の1割です。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定します。なお、一定の所得を超える方は対象外となる場合があります。

☆ご利用にあたっては事前に申請する必要があります。手続きに時間がかかるため早めに申請してください。

認定された方には「自立支援医療受給者証」を交付しますので、指定医療機関で「自立支援医療受給者証」を提示して受診してください。

<問い合わせ>

子ども家庭支援課母子保健係 青戸4-15-14 ☎03-3602-1387・FAX03-3602-1392

金町保健センター 金町4-18-19 ☎03-3607-4141・FAX03-3609-6795

新小岩保健センター 西新小岩4-33-2 ☎03-3696-3781・FAX03-5698-1759

(にこわ新小岩内)

水元保健センター 東水元1-7-3 ☎03-3627-1911・FAX03-5699-1649

自立支援医療（精神通院医療）

<対象者>

精神疾患の治療のため通院している方

<事業内容>

精神障害のある方が精神科等に通院している場合、その医療費の助成を行います。

☆自己負担は原則として医療費の1割です。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定します。なお、一定の所得を超える方は対象外となる場合があります。

☆ご利用にあたっては事前に申請する必要があります。

<問い合わせ>

保健予防課保健予防係 青戸4-15-14 ☎03-3602-1274・FAX03-3602-1298

金町保健センター 金町4-18-19 ☎03-3607-4141・FAX03-3609-6795

新小岩保健センター 西新小岩4-33-2 ☎03-3696-3781・FAX03-5698-1759

(にこわ新小岩内)

水元保健センター 東水元1-7-3 ☎03-3627-1911・FAX03-5699-1649

高砂区民事務所 高砂3-1-39 ☎03-3659-3336

堀切区民事務所 堀切3-8-5 ☎03-3693-4184

自立支援医療費の負担上限月額

世帯	生活保護世帯	区民税非課税世帯		区民税課税世帯		
		本人収入が80万円以下 (18歳未満は保護者全員の収入)	本人収入が80万円を超える (18歳未満は保護者全員の収入)	世帯で合算した区民税(所得割) 3万3千円未満	世帯で合算した区民税(所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	世帯で合算した区民税(所得割) 23万5千円以上
負担上限月額	0円	2,500円	5,000円	更生医療・精神通院医療		自立支援医療の対象外
				医療保険の自己負担限度額		
				育成医療の経過措置		
				5,000円	10,000円	
				高額治療継続者(重度かつ継続)		
5,000円	10,000円	20,000円 (経過措置)				

☆入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については、原則自己負担となります。

☆「自立支援医療」でいう「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、「同じ医療保険」に加入している方のことです。

後期高齢者医療制度

<対象者>

65歳から74歳までの方で広域連合により一定の障害があると認定された方
 ☆一定の障害についてはお問い合わせください。対象者であれば加入・撤回はいつでもできます。ただし、過去にさかのぼっての加入・撤回はできません。現在加入している医療保険(国保・社会保険等)は、後期高齢者医療制度に加入した時から脱退することになります。

<制度内容>

東京都後期高齢者医療広域連合が交付する被保険者証を医療機関等で提示し、医療費の一部を窓口で支払います。自己負担割合は、住民税課税所得等に応じて世帯で判定され、3割、2割、1割の3区分となります。自己負担割合の判定についての詳細はお問い合わせください。

また、加入者の健康保持や増進等を目的として、長寿(後期高齢者)医療健康診査を実施します。

<問い合わせ>

◆国保年金課 長寿医療係 ☎03-5654-8528

● 補装具・日常生活用具など

補装具費の支給	＜問い合わせ＞障害福祉課 援護係 保健予防課 保健予防係(難病患者等)
<p><対象者> 身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者等</p> <p><事業内容> 対象者の方の失われた身体機能を補うことを目的として、補装具を製作、修理、借受けするための費用を支給します。</p> <p><費用負担></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として補装具の製作等に要する費用（基準額）の1割です。 ・世帯の状況に応じて3区分の月額負担上限額が設定され、同じ月であれば月額負担上限額を超える負担は生じません。（所得別月額負担上限額のとおり） ・基準額を超える場合の差額は、自己負担となります。 <p><支給対象から外れる場合> 支給対象者又はその配偶者の方の区市町村民税所得割額が、46万円以上の場合、補装具費は支給対象外となります。 ※令和6年4月1日に障害児の補装具費支給制度の所得制限が撤廃される予定です。</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆補装具費の支給を受けるためには、事前に申請する必要があります。申請前に、補装具の製作、修理、借受けした場合には、支給を受けることはできません。 ☆補装具の種目に応じて、東京都心身障害者福祉センターの面談や、指定された医師の診断によって、支給が必要か否か判定を受ける必要があります。 ☆介護保険の利用が可能な方は介護保険法、労働災害により身体に障害が残った場合は労働者災害補償保険法による補装具の交付又は貸与が優先されます。 	

所得別月額負担上限額

世帯区分	対 象	上 限 額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得	区民税非課税世帯の方	0円
一 般	区民税課税世帯の方	37,200円

※世帯の範囲

- ・18歳以上の障害者（施設入所の18、19歳を除く）…障害のある方と配偶者
- ・障害児（施設入所の18、19歳を含む）…保護者の属する住民基本台帳での世帯

補装具の対象と種目名

障 害 名	種 目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼
聴覚障害	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置(修理に限る)
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ(一本杖を除く)
肢体不自由(児童のみ)	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
重度の両上下肢機能障害及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
内部障害	車いす、電動車いす
難病患者等	視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼、補聴器、人工内耳用音声信号処理装置(修理に限る)、義手、義足、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(一本杖を除く)、重度障害者用意思伝達装置

日常生活用具費の支給(地域生活支援事業)

〈問い合わせ〉 障害福祉課 援護係
保健予防課 保健予防係 (精神障害・難病患者等)

〈対象者〉

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病患者等

〈事業内容〉

対象者の日常生活を容易にすることを目的として、日常生活用具を購入するための費用を支給します。

〈費用負担〉

- ・原則として日常生活用具を購入するために要する費用(基準額)の1割です。
- ・世帯の状況に応じて3区分の月額負担上限額が設定され、同じ月であれば月額負担上限額を超える負担は生じません。(所得別月額負担上限額のとおり)
- ・基準額を超える場合の差額は、自己負担となります。

〈支給対象から外れる場合〉

支給対象者又はその配偶者の方の区市町村民税所得割額が、**46万円以上**の場合、日常生活用具費は**支給対象外**となります。

※令和6年4月1日に障害児の補装具費支給制度の所得制限が撤廃される予定です。

そのため、日常生活用具費も同様の予定となっております。

〈その他〉

☆日常生活用具費の支給を受けるためには、事前に申請する必要があります。申請前に、日常生活用具を購入した場合には、支給を受けることはできません。

☆介護保険の利用が可能な場合は、介護保険法による給付が優先されます。

☆支給後の物品の修理・撤去は、自己負担になります。

所得別月額負担上限額

世帯区分	対 象	上 限 額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得	区民税非課税世帯の方	0円
一 般	区民税課税世帯の方	37,200円

※世帯の範囲

- ・18歳以上の障害者(施設入所の18、19歳を除く)…障害のある方と配偶者
- ・障害児(施設入所の18、19歳を含む)…保護者の属する住民基本台帳での世帯

日常生活用具費の支給（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方・難病患者等）

※用具の詳細と基準額については、葛飾区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1000053/1002246/1002302.html>

障害種別	種目	障害程度	年齢	備考	介護保険適用
肢 体 不 自 由 ・ 難 病	浴槽（湯沸器含む）	下肢又は体幹 1・2 級	学齢児以上		×
	入浴補助用具	下肢又は体幹、難病	3 歳以上	入浴に介助が必要な方	購入
	入浴担架	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上	入浴に介助が必要な方	貸与
	便器	下肢又は体幹 1・2 級 難病	学齢児以上		購入
	特殊便器	上肢 1・2 級 難病	学齢児以上		×
	特殊尿器	下肢又は体幹 1 級 難病	学齢児以上	常時介護が必要な方	貸与
	特殊寝台	下肢又は体幹 1・2 級 難病	学齢児以上		貸与
	移動用リフト	下肢又は体幹 1・2 級 難病	3 歳以上	天井走行型、住宅改修を除く	貸与
	じょくそう防止用 マット	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上 1 8 歳未満	静止型又はエア型（エア型は 医師の意見書により必要と認めら れた方）	×
		下肢又は体幹 1 級 難病	1 8 歳以上		貸与
	移動・移乗支援用具	平衡・下肢又は体幹 難病	3 歳以上	家庭内の移動に介助が必要な方	貸与
	体位変換器	下肢又は体幹 1・2 級 難病	学齢児以上	下着交換等に介助が必要な方	貸与
	ルームクーラー	頸髄損傷等で体温調節 機能が喪失	1 8 歳以上	医師に使用を認められた方	×
	電磁調理器	上肢 1・2 級	1 8 歳以上	障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
		下肢又は体幹 1 級			×
	訓練いす	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上 1 8 歳未満		×
	ガス安全システム	喉頭摘出等で臭覚機能 の喪失	1 8 歳以上	臭覚機能喪失者のみ又はこれに準 ずる世帯	×
		下肢又は体幹 1 級	1 8 歳以上	障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
	携帯用会話補助装置	肢体不自由で音声言語 に著しい障害	学齢児以上		×
	電気式たん吸引器	呼吸器機能 1・3 級 相当の障害 難病		医師の意見書により呼吸器機能障 害 1・3 級相当で必要と認められ た方	×
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能 1・3 級 相当の障害 難病		医師の意見書により呼吸器機能障 害 1・3 級相当で必要と認められ た方	×	
情報・通信支援用具	上肢 1・2 級	学齢児以上	パソコンを使用することで、社会 参加が見込まれる方	×	
歩行補助つえ （一本杖のみ）	下肢・体幹機能障害者	学齢児以上	現に歩行に支障がある方	×	
紙おむつ等（紙おむ つ及び尿取りパッ ド、お尻拭き等紙お むつの関連商品）	下肢・体幹機能障害者		脳性麻痺等脳原性運動機能障害 の方で医師意見書のある方又は 二分脊椎症で高度の排尿機能障害 がある方	×	
カーシート	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上	座位を保てない方	×	

障害種別	種 目	障 害 程 度	年 齢	備 考	介護保 険適用
内部障害	酸素吸入装置	呼吸器機能1・3級	18歳以上	医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない方で、医師に使用を認められた方	×
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能1・3級	18歳以上	在宅酸素療法を受けている方又は日常生活用具の酸素吸入装置の支給を受けている方	×
	電磁調理器	呼吸器機能1・3級	18歳以上	在宅酸素を使用しガス器具の利用ができない方で、障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能1・3級		呼吸器機能3級以上でない方については、意見書が必要	×
	電気式たん吸引器	呼吸器機能1・3級			×
	空気清浄器	呼吸器機能1・3級	18歳以上		×
	透析液加温器	人工透析の必要な方	3歳以上	自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を受けている方	×
	歩行補助つえ（一本杖のみ）	内部障害者	学齢児以上	現に歩行に支障がある方	×
	ストマ装具等（消化器系・尿路系）	直腸・ぼうこう機能障害		ストマを造設した方	×
	紙おむつ等（紙おむつ及び尿取りパッド、お尻拭き等紙おむつの関連商品）	直腸・ぼうこう機能障害		ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の皮膚の著しいびらん等でストマ装具を装用できない方	×
視覚障害	ポータブルレコーダー	視覚1・2級	学齢児以上		×
	点字タイプライター	視覚1・2級		就学・就労している方	×
	視覚障害者用体温計	視覚1・2級	学齢児以上	視覚障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
	電磁調理器	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
	視覚障害者用時計	視覚1・2級	学齢児以上	音声式又は触読式のもの	×
	視覚障害者用体重計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
	視覚障害者用血圧計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
	音響案内装置	視覚1・2級	学齢児以上	2級の方は歩行時間延長信号機用小型送信機のみ	×
	情報・通信支援用具	視覚1・2級	学齢児以上	パソコンを使用することで社会参加可能な方	×
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	学齢児以上	本装置により文字等を読むことが可能になる方	×
	活字文書読上げ装置	視覚1・2級	学齢児以上		×
	点字器	視覚障害者	学齢児以上		×
	点字図書	視覚障害者	学齢児以上	情報の入手を点字によっている方	×
	点字ディスプレイ	視覚1・2級	18歳以上	本機器を使用することで就労が見込まれる方又は就労・就学中の方	×

障害種別	種 目	障 害 程 度	年 齢	備 考	介護保険適用
聴覚障害	屋内信号装置	聴覚２級	18歳以上	日常生活上必要と認められる、聴覚障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
	情報受信装置	聴覚障害者			×
	フラッシュベル	聴覚又は音声言語３級以上	学齢児以上		×
	携帯用信号装置	聴覚又は音声言語３級以上	学齢児以上		×
	会議用拡張器	聴覚４級以上	学齢児以上		×
	聴覚障害者用通信装置 (ファックス)	聴覚又は音声言語に著しい障害	学齢児以上	コミュニケーション・緊急連絡等に必要の方	×
音声言語	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害者	学齢児以上		×
	人工喉頭	音声機能障害者		喉頭を摘出された方	×
	頭部保護帽	身体障害者手帳 精神障害のある方		てんかんの発作その他の理由で頻繁に転倒する方	×
	収尿器	身体障害者手帳		高度の排尿機能障害のある方	×
	火災警報器	身体障害者手帳１・２級 精神障害のある重度の方		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみ又はこれに準ずる世帯	×
	自動消火装置	身体障害者手帳１・２級 難病 精神障害のある重度の方			
	動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメータ)	身体障害者手帳 難病患者		在宅で人工呼吸器を必要とする方	×
	暗所視支援眼鏡	視覚障害者（夜盲又は視野狭窄のある方） 難病患者（夜盲又は視野狭窄のある方）	学齢児以上	医師の意見書により必要性が認められ、実機を体験し支給が必要と認められる方	×

日常生活用具費の支給（愛の手帳をお持ちの方）

種 目	対象者	年 齢	備 考
特殊便器	愛の手帳が最重度又は重度	学齡児以上	自ら排便の処理が困難な方
失禁防止用シート	愛の手帳が最重度又は重度	3歳以上	
頭部保護帽	愛の手帳		てんかん発作その他の理由により、頻繁に転倒する方
火災報知器	愛の手帳が最重度又は重度		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火装置	愛の手帳が最重度又は重度		火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電磁調理器	愛の手帳が最重度又は重度	18歳以上	

●労働者災害補償保険法とは

労働者災害補償保険法に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害又は死亡に対して労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。労災保険の給付の中には、障害が残った方に対して、社会生活への復帰を支援するための制度（社会復帰促進等事業）として、義肢等補装具の購入費用や修理費用を支給しています。詳細は勤務先を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

<問い合わせ>

- ◆勤務先の事業所を管轄する労働基準監督署

住宅設備改善費の支給（地域生活支援事業）

＜問い合わせ＞ 障害福祉課 援護係
保健予防課 保健予防係（難病患者等）

＜対象者＞

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者等

＜事業内容＞

対象者の方の生活を容易なものとするを目的として、段差の解消や手すりの取り付けなど、住宅の一部を改善する費用の一部を助成します。

＜費用負担＞

- ・世帯の状況に応じて設定された徴収基準月額が自己負担となります。（0円～71,900円の22区分）
- ・ただし、各種目で定めた基準額を超える場合の差額は、自己負担となります。

＜支給対象から外れる場合＞

- ・支給対象者の属する世帯の所得税合計が396万円を超える場合、住宅設備改善費の支給対象外となります。

※世帯の範囲…支給対象者の属する世帯員全員

＜その他＞

☆住宅設備改善費の助成を受けるためには、事前に申請する必要があります。申請前に住宅を改築した場合は、助成を受けることはできません。

☆介護保険の利用が可能な場合は、介護保険法による給付が優先されます。

種 目	対 象 者	基 準 額
小規模改修	6歳以上65歳未満の方で、下肢又は体幹に係る障害程度が3級以上の方、補装具として車いすの交付を受けた内部障害の方及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	200,000円
中規模改修	6歳以上65歳未満の方で、下肢又は体幹に係る障害程度が1・2級の方、補装具として車いすの交付を受けた内部障害の方	641,000円
屋内移動設備	6歳以上で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害の方（歩行できない方に限る。）	機器本体費及び付属器具費 979,000円 設置費 353,000円

身体障害者補助犬の給付

＜問い合わせ＞ 障害福祉課 援護係

＜対象者＞

- 盲導犬・・・視覚障害1級の方
- 介助犬・・・肢体不自由1～2級の方
- 聴導犬・・・聴覚障害2級の方

上記の障害に該当する方で、次のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 都内におおむね1年以上居住する満18歳以上の在宅の方。
- (2) 世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7千円未満であること。
- (3) 居住する家屋の所有者・管理者の承諾を得られること。
- (4) 所定の訓練を受け、身体障害者補助犬を適切に管理できること。
- (5) 社会活動への参加に効果があると認められること。

＜費用＞

無料（ただし、ドッグフード代や医療費などの飼育管理費は自己負担となります。）

● 介 護

緊急一時保護事業

<問い合わせ> 障害福祉課 援護係

<対象者>

就学児以上65歳未満の

身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～4度・脳性まひ・進行性筋萎縮症の方

<事業内容>

区内在住の心身障害のある方(児)を介護している同居の保護者等が一時的な疾病・出産・事故・近親者の冠婚葬祭及び休養等により一時的に介護することができなくなったとき、施設でお預かりし、障害のある方をお世話します。

☆利用日数は最長で月7日(状況に応じて利用可能日数が決まります)まで、休養による利用(レスパイト)は年度内3日までです。

☆世帯又は本人の所得に応じて、利用料の一部自己負担があります。

☆食費は実費負担となります。☆送迎は、家族の方が行ってください。

重度脳性まひ者介護事業

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

次のすべてに当てはまる方

- ・20歳以上の方
- ・脳性まひによる障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方
- ・単独で屋外活動することが困難な方

ただし、次のいずれかに当てはまる方は対象となりません

☆障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く)の支給決定を受けている方、地域生活支援事業の移動支援や巡回入浴サービス又は地域活動支援センター事業の利用決定を受けている方

☆介護保険制度における訪問介護、通所介護のサービスを受けている方

<事業内容>

重度脳性まひのある方の介護人が、屋外への手引き・同行・その他必要な用務を行った際、介護人へ手当を支給します。

☆介護人は、重度の脳性まひのある方の推薦により決定し、家族の方(親・子・兄弟姉妹・配偶者)に限定します。

☆1回につき6,560円を支給します(1日1回とし、月12回を限度とします)。

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳
- ・介護人名義の預金通帳

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

<問い合わせ> 障害福祉課 相談係

<対象者>

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方を在宅で介護する家族等

- (1) 医療的ケアが必要な方のうち、重度の知的障害(愛の手帳1・2度程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で、自ら歩行ができない)の方で、18歳到達前にその状態になった方
- (2) (1)に該当しないが、医療的ケアが必要な障害児

<事業内容>

区と委託契約した訪問看護事業者の看護師が、対象者の自宅に出向き、介護者である家族等が行っている医療的ケアを一定時間代替します。

☆利用日数は1年度の間に24回を超えない範囲で月4回を上限とし、1回につき2時間から4

時間までの30分単位で利用できます。ただし、対象者の状況により、複数の看護師による対応が必要な場合は、2回の利用があったこととします。

☆世帯の所得に応じて、利用料の一部自己負担があります。

● 生活の援助

移動支援事業（地域生活支援事業）

<問い合わせ先>障害福祉課 審査係

<事業の目的>

障害のために外出することが困難な障害者（児）の自立と社会活動への参加を促進することが目的です。

<対象者>

①全身性障害者（児）

身体障害者手帳1級を所持し、両下肢、体幹機能障害又は移動機能障害で個別等級1級又は2級で、かつ両上肢1級もしくは2級の方。

②全身性障害者（児）に準ずる方

身体障害者手帳の種別が第1種で、両下肢、体幹及び移動機能障害のいずれかで個別等級1級又は2級を取得している方。

③知的障害者（児）

愛の手帳の交付を受けた方又はこれに準ずると区長が認めた方。

※未就学年齢の児童は対象外です。

<事業の内容>

障害者が次の理由で外出する場合に、移動の付き添い、又は移動に伴う介助を行います。

- ①社会参加を促進する余暇活動、学習活動等に関する場合。
- ②健康維持増進に関する場合。
- ③財産の保全・就職活動等に関する場合。
- ④公的機関や相談支援事業所へ相談や手続きに行く場合。
- ⑤冠婚葬祭等の社会生活に関する行事に参加する場合。
- ⑥その他区長が適当と認める事由。

<事業の対象にならない主な内容>

- ①ギャンブルほか、公序良俗に反すること。
- ②布教、勧誘など宗教活動を目的とする場合。
- ③政治活動を目的とする場合。
- ④通勤、営業、物品販売など経済活動を目的とする場合。
- ⑤事業所が企画する行事への参加、事業所を目的地とする「預かり行為」。
- ⑥買い物や手続きを本人が出向くことなく代行すること。

<サービス提供事業者>

区が委託した事業者がサービスを提供します。区と契約した事業者以外は利用することができません。

<利用者負担>

1か月あたりの利用可能上限時間数までは無料となります。利用可能上限時間数を超える場合は全額自己負担となります。

<利用可能時間>

- ① 1 か月あたりの利用可能上限時間数は、移動支援事業利用者証に記載した時間数となります。
② 利用時間は利用者の自宅到着時又は、待ち合わせ場所到着時から、ヘルパーと別れた時までの間とします。

1 か月あたりの利用可能上限時間数

障害種別	年齢※	利用可能時間数
全身性障害者	12歳以上	35時間
	12歳未満	12時間
全身性障害者に準ずるもの	12歳以上	12時間
	12歳未満	12時間
知的障害者	12歳以上	23時間
	12歳未満	12時間

※ 12歳の誕生日の翌月から、12歳以上の上限時間数を適用します。

※ 65歳到達後に新規に申請された方の利用可能時間数は10時間となります。

<上限時間数の加算>

- ① 送迎を行う介護者が就労、高齢、疾病及び障害の理由で、自宅から通所通学のバス停までの送迎もしくは学校から学童までの送りが困難な場合には、利用目的を限定した加算時間が認められます。
② 直接又は相談支援事業所を通じて担当の窓口申し出をしてください。申し出の内容を検討し利用可能上限時間の加算に関して適否を決定いたします。
③ 原則として月の途中の時間変更はありません。変更が認められた場合はその翌月からとなります。

※精神障害者の移動支援事業については、保健予防課保健予防係へお問い合わせください。

重度障害者等通勤支援事業（地域生活支援事業）

<問い合わせ> 障害福祉課 援護係

<対象者>

重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかを葛飾区で支給決定されており、次のいずれかに該当する方

- ・ 民間企業に雇用される方で1週間の労働時間が10時間以上の方
(ただし、民間企業が雇用施策による助成金の受給開始日から4か月目以降となります)
- ・ 個人事業主の方で就労時間が1週間のうち10時間以上の方

☆区内に居住地を有する方

<事業内容>

通勤支援事業者が、ご自宅から勤務地まで同行し通勤の支援をします。

☆利用者負担額はありません。ただし、この事業を利用する際に発生する交通費、施設利用料等の実費は通勤支援事業者の分も含め、利用者の負担となります。

<申請に必要なもの>

雇用されている方または個人事業主かによって、必要書類が異なりますので事前にご連絡ください。

心身障害者バス借上等社会参加促進助成

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

区内に居住する心身障害のある方が25人以上、又はその保護者が25人以上で構成し、継続して1年以上活動している団体

<事業内容>

上記団体が社会参加に係る事業を実施する際に、その経費（バス借上費、研修経費、会場借上料、入場料等のいずれか）の一部を助成します（1団体につき年1回）。

☆補助額 バス借上費 1台につき9万円を限度（借上費の1/2まで、1団体2台まで）

行事・研修などの開催経費 3万円を限度（経費の1/2まで）

自動車運転免許取得費助成

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

身体障害者手帳 1～3級
4級以上（内部障害）
5級以上（下肢・体幹機能障害）で歩行困難な方
愛の手帳 1～4度

☆区内に3か月以上お住まいの方

☆本人の所得税額による制限があります。

☆教習所を卒業又は退所した日から3か月以内の方

☆過去に助成を受けている方は除きます（一部対象あり）。

<事業内容>

第一種普通自動車免許の取得又は排気量等の限定解除のために、教習所等で教習を受けるときの費用の一部を助成します。

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳
- ・所得税額を証明できる書類（源泉徴収票、確定申告書の控え等）
- ・領収書原本（免許取得に要した費用が分かるもの）
- ・本人名義の預金通帳
- ・申請書（事前にお問い合わせください）
- ・履修証明書（教習所を卒業・退所時に教習所で記入してもらってください）

自動車改造費助成

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

- 身体障害者手帳 1・2級（上肢・下肢・体幹機能障害の方）
- ☆区内に3か月以上お住まいの方
- ☆本人（20歳未満の方は扶養義務者）の所得制限があります。
- ☆自動車を改造した日から3か月以内の方
- ☆過去に助成を受けている方は除きます（一部対象あり）。

<事業内容>

自ら所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置の一部を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証
- ・自動車検査証
- ・改造箇所写真
- ・本人名義の預金通帳
- ・領収書原本（改造箇所及び改造費用が分かるもの）
- ・住民税課税・非課税証明書（転入された方のみ）
※20歳未満の場合は、扶養義務者の証明書になります。
- ・申請書（事前にお問い合わせください）

見守り型緊急通報システム

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

- 18歳以上65歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度又は難病の方で次のいずれかに該当する方
- ①ひとり暮らし又は重度心身障害者等のみの世帯の方
- ②日中又は夜間に重度心身障害者等のみになる世帯の方
- ☆申請時、65歳以上の方は除きます（65歳以上の方は高齢者福祉サービス）。
- ☆難病の方とは、国や東京都が指定する難病の医療費助成（特定医療費（指定難病）医療受給者証又は^都医療券）を受けている方等

<事業内容>

ひとり暮らし等の重度心身障害者が、緊急事態に陥ったときに、無線通報機等を用いて警備会社の受信センターに通報し、その警備員等が必要な措置をとることにより、安全を確保する制度です。

☆お住まいが借家等の場合は、家主さんの同意が必要です。

☆本人（20歳未満の方は扶養義務者）の住民税課税状況により、費用負担があります。

課税の方：1,680円/月、非課税の方：無料。

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は^都医療券等
- ・住民税課税・非課税証明書（転入された方のみ）
※20歳未満の場合は、扶養義務者の証明書になります。

紙おむつの支給・使用料助成

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

身体障害者手帳 1・2級

愛の手帳 1・2度

脳性まひ

進行性筋萎縮症

☆3歳以上で、失禁状態等のため常時紙おむつの使用が必要な方

☆本人（20歳未満の方は扶養義務者）の所得制限があります。

☆ただし、次のいずれかに当てはまる方は対象となりません。

- ・申請時、65歳以上の方（65歳以上の方は高齢者福祉サービス）
- ・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、日常生活用具給付等事業受給者
- ・施設に入所している方

<事業内容>

紙おむつ、尿取りパッド等をご自宅へ配送します（毎月10日頃まで）。

☆入院等により紙おむつが使用できない方には、紙おむつ使用料の一部を助成します。

☆使用料助成の場合、助成金額は1か月9,000円まで（満たない場合は実際の支払額を上限とする）

☆使用料助成の請求月は4月、8月、12月の年3回

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳
 - ・本人名義の預金通帳(使用料助成の場合)
 - ・住民税課税・非課税証明書(転入された方のみ)
- ※20歳未満の場合は、扶養義務者の証明書になります。

寝具乾燥消毒

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

身体障害者手帳 1・2級

愛の手帳 1・2度

☆区内に住所を有し、在宅の方

☆本人及び家族等が障害等で寝具が干せない方

☆障害者のみの世帯、又は障害者を除く同居家族の全員が65歳以上の世帯

☆申請時、65歳以上の方は除きます（65歳以上の方は高齢者福祉サービス）。

<事業内容>

区が委託した業者が、月に1回ご自宅へ伺い、寝具を一時お預かりして、乾燥消毒等を行います。

☆寝具の水洗い乾燥消毒 年 1回（7月）

☆寝具の乾燥消毒 年 11回

☆本人（20歳未満の方は扶養義務者）の住民税課税状況により、費用負担があります。

課税の方：450円/回（水洗い乾燥消毒は950円/回）、非課税の方：無料。

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳
 - ・住民税課税・非課税証明書(転入された方のみ)
- ※20歳未満の場合は、扶養義務者の証明書になります。

出張理美容

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

身体障害者手帳 1・2級

愛の手帳 1・2度

☆区内に住所を有し、在宅の方

☆外出が困難な方（車いすを使用して外出できる方は除きます）

☆申請時、65歳以上の方は除きます（65歳以上の方は高齢者福祉サービス）。

<事業内容>

協力店一覧よりお選びいただいた理容師又は美容師がご自宅へ伺って調髪等を行います。

☆カット 年6回以内

☆1回あたり500円の費用負担があります。

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳

巡回入浴サービス（地域生活支援事業）

<問い合わせ> 障害福祉課 援護係

<対象者>

身体障害者手帳 1・2級

愛の手帳 1～3度

☆区内に住所を有し、在宅の方

☆家庭で入浴することが困難な方

☆病院等に入院していない方

☆介護保険制度で入浴サービスを受けられる方（要介護又は要支援の認定を受けている方）は対象になりません。

<事業内容>

区が委託した業者が、ご自宅に浴槽を持ち込み、入浴のお世話をします。

☆入浴回数 年52回以内（利用初年度は開始月によって異なります）

☆本人と扶養義務者の住民税課税状況により、1回あたり0～3,000円の費用負担があります。

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳
- ・本人と扶養義務者の住民税課税・非課税証明書（転入された方のみ）

配食サービス

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

身体障害者手帳 1・2級

愛の手帳 1～4度

☆心身の障害のため外出が困難で食事の準備が難しく、次のいずれかに該当する方

①ひとり暮らしの方

②対象障害者を除く同居家族の全員が65歳以上の世帯の方

③日中に対象障害者のみになる方

☆1週間1回以上の利用を1か月以上継続する方

☆申請時、65歳以上の方は除きます（65歳以上の方は高齢者福祉サービス）。

<事業内容>

区が委託した業者が、自宅に昼食・夕食のお弁当をお届けします。

☆お届けする曜日、昼食、夕食の別については、ご希望により選べます。

☆費用負担があります。負担額は、本人（20歳未満の方は扶養義務者）の住民税課税状況やお弁当の種類によって決まります。

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳
 - ・住民税課税・非課税証明書（転入された方のみ）
- ※20歳未満の場合は、扶養義務者の証明書になります。

車いすの貸し出し

<問い合わせ> 各貸出窓口、又は障害福祉課 障害事業係

<対象者>

けがや病気などのため、一時的に歩行が困難な状態となった方

☆長期にわたり車いすの使用が見込まれる方、介護保険制度で貸与が受けられる方は除きます。

<事業内容>

上記の方が、緊急又は一時的に車いすを必要とする場合、貸し出します。

☆車いすは、借受人が運搬してください。

☆貸出期間は、最長3か月までとし、原則として継続・延長はありません。

※かつしかボランティア・地域貢献活動センターは原則1か月まで

☆費用は無料です。

☆区役所障害福祉課以外で貸し出しを行う施設は下記のとおりです。

- | | | |
|------------------------|--------------------------|----------------|
| ・福祉事務所東庁舎 | 金町1-6-24 | ☎ 03-3607-2152 |
| ・水元学び交流館 | 南水元2-13-1 | ☎ 03-3609-0223 |
| ・亀有学び交流館 | お花茶屋3-5-6 | ☎ 03-3603-9211 |
| ・柴又学び交流館 | 柴又5-33-8 | ☎ 03-3671-8611 |
| ・つつみ憩い交流館 | 西新小岩2-1-4 | ☎ 03-3696-2783 |
| ・シニア活動支援センター | 立石6-38-11 | ☎ 03-5698-6201 |
| ・かつしかボランティア・地域貢献活動センター | 堀切3-34-1
(ウェルビアかつしか内) | ☎ 03-5698-2511 |

<申請に必要なもの>

なし

駐車禁止等除外標章の交付

<対象者>

都内に住所を有し、次の障害の種別及び程度に該当する手帳の交付を受けている方です。

	障害の種別及び程度
身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1 ・聴覚障害 2 級又は 3 級 ・平衡機能障害 3 級 ・上肢機能障害 1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2（両上肢に著しい障害のある方） ・下肢機能障害 1 級から 4 級までの各級 ・体幹機能障害 1 級から 3 級までの各級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害 1 級又は 3 級 ・肝臓、免疫機能障害 1 級から 3 級までの各級 ・運動機能障害による <ul style="list-style-type: none"> ①上肢機能障害 1 級又は 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く） ②移動機能障害 1 級から 4 級までの各級
	(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)
愛の手帳	愛の手帳 1・2 度（3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方）

<内容>

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両に限り、駐車禁止規制の除外対象となります（使用方法等につきましては、各警察署にお問い合わせください）。

<申請場所>

申請手続きや、必要書類につきましては、各警察署にお問い合わせください。

- ◆葛飾警察署 ☎03-3695-0110
- ◆亀有警察署 ☎03-3607-0110

中等度難聴児補聴器購入費助成

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

次のすべてに該当する方

- ①区内在住の 18 歳未満の児童
 - ②両耳の聴力レベルが原則として 30 dB 以上であり、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象となる聴力でない者。
ただし、補聴器の装用により、言語の習得等の一定の効果が期待できると指定の医師が判断した場合は、30 dB 未満の者についても対象とする。
- ☆対象児童の属する世帯に区民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は対象になりません。

<事業内容>

身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、補聴器を使用することで言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力が向上するよう支援します。

基準額（1 台あたり 137,000 円）と補聴器の購入費用を比較して少ない方の額の 9 割を助成します。ただし、対象児童が生活保護世帯、区民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯である場合は全額を助成します。

区役所に手話通訳者・手話相談員がいます。(地域生活支援事業)

<問い合わせ> 障害福祉課 援護係

<対象者>

聴覚に障害のある方

<事業内容>

手話で日常生活上の相談・手続きなどができるよう、区役所障害福祉課に手話通訳者・手話相談員を設置しています。障害福祉課での業務のほか、区役所内の他の窓口へも同行します。手話相談員は、訪問も可能です。

☆設置日時

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時

☆病院・学校・年金事務所等への手話通訳は、下記派遣事業をご利用ください。

手話通訳者・要約筆記者の派遣(地域生活支援事業)

<問い合わせ> 障害福祉課 援護係

<対象者>

区内に住所があり、身体障害者手帳をお持ちの聴覚に障害のある方、中途失聴者の方、又はその団体

<事業内容>

聴覚に障害のある方や中途失聴者の方の自立と社会参加等の促進を図るために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

☆利用時間数は、月20時間までとします(手話通訳と要約筆記の合計時間)。

通院等で月20時間を超える派遣が必要な場合には、派遣依頼の前に障害福祉課にご相談ください。

☆費用は無料です。ただし、手話通訳者、要約筆記者を他の場所へ移動する際の交通費、有料施設を利用した際の入場料は、利用者の負担となります。

☆事前に障害福祉課への利用登録が必要です。

☆派遣依頼先

◆(社福)葛飾区社会福祉協議会(手話通訳者派遣)

住所:堀切3-34-1 ウェルピアかつしか3階

FAX 03-5698-2513 ☎ 03-5698-3216

◆東京手話通訳等派遣センター(手話通訳者・要約筆記者派遣)

住所:新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

FAX 03-3354-6868 ☎ 03-3352-3335

JR・私鉄運賃の割引

次のような割引があります。※詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。

利用区分	割引の対象	割引率	取り扱い区間	手続
第1種身体障害者及び第1種知的障害者が介護人付添いで利用する場合	普通乗車券 定期乗車券(小児を除く) 普通急行券 回数乗車券	本人、介護人ともに5割引	全線	身体障害者手帳又は愛の手帳を乗車券購入窓口で提示又は券売機で小児券を購入し、改札係員に手帳を提示してください。
12歳未満の第2種身体障害児及び第2種知的障害児が介護人付添いで利用する場合	定期乗車券(介護人のみ)	介護人5割引	全線	
第1種、第2種身体障害者及び第1種、第2種知的障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	JR線・連絡社線の片道100kmを超える区間(JR線以外の鉄道については取扱区間が各社違います)	

都営交通の無料乗車券

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方
ただし、70歳以上でシルバーパスをお持ちの方は申請できません。
※1 無料乗車券は障害福祉課（葛飾区役所2階）で発行します。
※2 介護人が都バス定期券を購入する場合は3割引になります。

お持ちの手帳	対象者	割引	利用のしかた
身体障害者手帳	本人	無料	乗車時に 無料乗車券※1を提示
愛の手帳			
身体障害者手帳 (地下鉄の場合は第1種身体障害者 及び定期券を使用する12歳未満 の第2種身体障害者に限る)	介護人	5割引※2	乗車時に 手帳を提示
愛の手帳			

民営バスの割引

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方
身体障害者手帳「第1種」の方と愛の手帳をお持ちの方は、介護人1名が割引になります。
※1 「民営バス乗車割引証(介)」は障害福祉課（葛飾区役所2階）で発行します。
※2 「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」は障害福祉課（葛飾区役所2階）で発行します。

券の種類	お持ちの手帳	対象者	割引	利用のしかた
普通乗車券	身体障害者手帳 愛の手帳	本人	5割	乗車時に手帳を提示
		介護人(1名)		乗車時に 「民営バス乗車割引証(介)」※1を提示
定期券	身体障害者手帳 愛の手帳	本人	3割	「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」 ※2を購入時に提出
		介護人(1名)		

国内航空運賃の割引

<対象者>

12歳以上の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介護人の1人

<事業内容>

国内線の航空運賃が割引になります。

<問い合わせ>

対象や内容は各航空会社で異なりますので、詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

- ①第1種身体障害者手帳をお持ちの方（自分で車を運転する場合及び介護者が運転する場合）
- ②第2種身体障害者手帳をお持ちの方（自分で車の運転をする場合に限りです。）
- ③愛の手帳（1・2度）をお持ちの方（介護者が運転する場合）

<事業内容>

有料道路を利用する場合、事前登録により通行料金が5割引で利用できます。

☆対象となる車

原則的に、本人か本人の近親者が所有する乗用自動車などで、営業用・法人名義の車、レンタカー、タクシー、軽トラック等は除きます。また、介護者が運転する場合については、日常的に介護している方の所有する車両も対象となります。

<申請に必要な書類>

項 目	必 要 書 類 等
E T Cを利用されない場合 (一般レーン通行)	①身体障害者手帳又は愛の手帳 ②自動車検査証(A4サイズ)又は電子車検証及び自動車検査証記録事項(注1) ③運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ)(注2)
E T Cを利用される場合 (E T C無線通行)	①身体障害者手帳又は愛の手帳 ②自動車検査証(A4サイズ)又は電子車検証及び自動車検査証記録事項(注1) ③運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ)(注2) ④E T Cカード(原則、手帳所持者本人名義のもの)(注3) ⑤E T C車載器セットアップ申込書・証明書(注3)

(注1)電子機器による画面提示・紙に印刷したもの

(注2)変更・更新時は不要です。

(注3)更新の際、前回申請時から変更しない場合は不要です。

☆有効期間

窓口で申請をしてから2回目の誕生日までです。更新は2か月前より申請できます。

☆更新・変更について

更新の手続きは、誕生日前日までにお済ませください。

誕生日当日以降は新規扱いとなり、上記の必要書類をすべてお持ちいただくことになります。

※手続きをしないと割引は受けられませんので、ご注意ください。

※オンライン申請ができるようになりました(E T C無線通行のみ)。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

※事前登録されていない自動車での利用も可能です。詳しくは下記にお問い合わせください。

<割引制度についての問い合わせ>

- ◆NEXCO東日本お客様センター ☎0570-024-024
(IP電話をご利用の方は ☎03-5308-2424)
- ◆首都高お客様センター ☎03-6667-5855
聴覚障害者の方専用 FAX03-3249-1161

タクシー料金の割引

<対象者>

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

<事業内容>

東京都内のタクシーを利用する場合、乗車の際に手帳の提示でタクシー料金が1割引きになります。

※利用するタクシーによっては利用できない場合がありますので、乗車前に手帳を提示して確認をしてください。

<問い合わせ>

- ◆東京ハイヤー・タクシー協会 ☎03-3264-8080 FAX03-3221-7665
- ◆(苦情・要望等)東京タクシーセンター ☎03-3648-0300

所得税・住民税の障害者控除等

<対象者>

障害者の方又はその方を扶養している方

<所得控除等>

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等の交付を受けている障害者の方、又はその方を扶養している方が障害者控除を申告することで適用できます。

●所得控除額

☆身体障害者手帳をお持ちの方

1・2級の方 ……	【特別障害者】	所得税 40万円	住民税 30万円
3～6級の方 ……	【上記以外の障害者】	所得税 27万円	住民税 26万円

☆愛の手帳をお持ちの方

1・2度程度の方 …	【特別障害者】	所得税 40万円	住民税 30万円
3・4度程度の方 …	【上記以外の障害者】	所得税 27万円	住民税 26万円

☆精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

1級の方 ……	【特別障害者】	所得税 40万円	住民税 30万円
2・3級の方 ……	【上記以外の障害者】	所得税 27万円	住民税 26万円

特別障害者に該当する方を扶養している方が、特別障害者に該当する方と同居している場合には、上記の金額に、所得税35万円、住民税23万円が加算されます。

☆戦傷病者手帳等をお持ちの方も適用できますので、下記へお問い合わせください。

●所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超える方で、本人が特別障害者に該当する方又は特別障害者に該当する方を扶養している方は、給与所得から次の金額を控除することができます。

(給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10%

●住民税の非課税

障害者の方は、年間の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税は非課税となります。

<問い合わせ>

確定申告をする方・・・◆葛飾税務署 立石8-31-6 ☎03-3691-0941

給与収入があり年末調整をする方・・・◆勤務先の給与担当者

住民税の申告をする方・・・◆葛飾区役所 税務課 課税係 ☎03-5654-8550

個人事業税の軽減

<対象者>

障害のある方本人や障害者を扶養していて、年間の合計所得金額が370万円以下の方

<事業内容>

個人事業税が減免になります(納期限までに申請する必要があります)。

☆身体障害者手帳をお持ちの方

1・2級の方	1人	10,000円
3～6級の方	1人	5,000円

なお、両眼の視力が0.06以下(屈折異常のある方については矯正視力)の視覚障害のある方で、あんま・はり・灸・マッサージなどの事業を営む方の個人事業税は非課税です。

☆愛の手帳をお持ちの方

1・2度の方	1人	10,000円
3・4度の方	1人	5,000円

☆精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

1級の方	1人	10,000円
2・3級の方	1人	5,000円

<問い合わせ>

◆台東区税事務所 事業税課 個人事業税班
台東区雷門1-6-1 ☎03-3841-1683 (直通)

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

<対象者・事業内容>

下記の等級・度数に当てはまる障害のある方本人又は生計を同じくする方の名義で登録された普通自動車、小型自動車、軽自動車等については、申請すると自動車税等が条件により減免になる場合があります。（障害のある方一人につき一台のみ）

減免が受けられる手帳と障害の程度

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で以下の障害を有する方
- 上肢機能障害 1・2 級 ■ 下肢機能障害 1～6 級 ■ 体幹機能障害 1～3 級・5 級
 - 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
（上肢機能 1・2 級）（移動機能 1～6 級）
 - 視覚障害 1～3 級・4 級の 1 ■ 聴覚障害 2・3 級 ■ 平衡機能障害 3・5 級
 - 内部障害 1・3・4 級
（肝臓機能障害は 1～4 級）（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害は 1～3 級）
 - 音声・言語機能障害 3 級（こう頭摘出に係るものに限ります）
- ②愛の手帳 1～3 度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級で自立支援医療受給者証をお持ちの方
- ④戦傷病者手帳の交付を受けている方
（減免に該当する障害の内容については下記へお問い合わせ下さい）

<問い合わせ>

- ・自動車税／軽自動車税（環境性能割）について
 - ・自動車税（種別割）について
 - ・軽自動車税（種別割）について……………
- } ◆東京都自動車税コールセンター
☎ 0 3-3 5 2 5-4 0 6 6
◆葛飾区役所 税務課 税務係
☎ 0 3-5 6 5 4-8 1 9 4

NHK受信料の減免

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係
保健予防課 保健予防係（精神障害）

<対象者・事業内容>

次のような場合、申請するとNHKの受信料が減額・免除されます。

☆全額が免除になる場合

- ・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税
- ・愛の手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、世帯構成員全員が住民税非課税

☆半額が免除になる場合

- ①視覚障害者か聴覚障害者の方が世帯主かつ契約者
- ②身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方が世帯主かつ契約者
- ③愛の手帳 1・2 度をお持ちの方が世帯主かつ契約者
- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が世帯主かつ契約者

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑（スタンプ印を除く）

<問い合わせ>

- ◆NHK東京中央オフィス ☎ 0 3-5 4 5 6-2 1 4 1

都営住宅入居の優遇制度・使用料の減額

<入居者の募集>

都営住宅の定期募集は5月、8月、11月、2月に行われます。

①家族向け抽選方式（5月、11月）

以下の手帳をお持ちの方がいる世帯は、有利な当選率で抽選が受けられます。

- (1)身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級
・・・・・・・・・・・・・・・・当選率7倍
- (2)身体障害者手帳5・6級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳3級
・・・・・・・・・・・・・・・・当選率5倍

②家族向けポイント方式（8月、2月）

身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯は、ポイント方式の募集に申し込むことができます。

③単身者向け抽選方式（5月、8月、11月、2月）

身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方は、年齢の制限がなくなります。

※定期募集以外の募集につきましては、都営住宅募集センターへお問い合わせください。

<住宅使用料の減額>

都営住宅の入居者で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方のいる世帯は、住宅使用料が減額されることがあります。

<問い合わせ>

現在入居されている方 ◆東京都住宅供給公社お客様センター ☎0570-03-0071
入居希望の方 ◆都営住宅募集センター ☎03-3498-8894
FAX03-3409-4527

広報かつしか・選挙公報などのデジ版等による情報提供

<問い合わせ> 障害福祉課 援護係

<事業内容>

区が発行している印刷物について、デジ版、点字版や音声コード付印刷物を作成しています。

主なデジ版等の印刷物

- ①広報かつしか（デジ版・テープ版・点字版）
選挙公報（デジ版・CD版・点字版）
区内在住の視覚障害のある方に無償で配付します。
- ②区が発行・公表している各施策の計画書（デジ版・音声コード付）
区内在住の視覚障害のある方のうち、障害等級1・2級の方に無償で配付します。

詳細は、援護係にお問い合わせください。

民間賃貸住宅への住み替え支援

<対象者>

ご自身で住宅を確保することが困難な方（高齢者・障害者等）

<事業内容>

民間賃貸住宅への住み替えを検討している方のご相談をお受けします。
協力不動産店（葛飾区と協定を締結している不動産団体の会員）や、居住支援法人へ
物件情報の照会をいたします。

※物件が見つからない場合もあるので、ご自身でも物件探しをお願いいたします。
※契約費用や家賃が安くなるものではありません。また、契約の際には審査がございます。
※契約はご自身で行っていただくものです。契約内容をよくご確認の上、ご契約ください。

<問い合わせ> 住環境整備課 住宅運営指導係 ☎03-5654-8353

家賃債務保証料の助成

<対象者>

区内在住1年以上
高齢者（60歳以上）・障害者・ひとり親世帯

<事業内容>

区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに、区が認める財団等が
行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、支払った初回の保証契約に限り助成します。
申請は、区が認める財団等から家賃債務保証引受証または準用できる証明書を受領後
30日以内に行ってください。

<助成額>

財団等に支払った初回分の保証料 上限30,000円

<問い合わせ> 住環境整備課 住宅運営指導係 ☎03-5654-8353

● 災害時の支援

避難行動要支援者名簿の作成

<問い合わせ> 障害福祉課 障害事業係

<対象者>

身体障害者手帳 視覚・聴覚・下肢機能・体幹機能・移動機能のいずれかに障害があり、総合等級が1・2級の方
呼吸器機能障害があり、総合等級が1～3級の方
愛の手帳 1～3度の方
☆施設入所中や長期入院中で自宅に戻る予定のない方は除きます。

<事業内容>

地震等の災害時に避難の支援が必要と思われる方の氏名、住所、連絡先等が記載された「避難行動要支援者名簿」を作成します。名簿は、平常時から警察、消防に提供するとともに、自治町会等の避難支援団体には対象者のうち同意が得られた方のみ提供することで、災害時の避難支援活動に役立っています。

<手続>

個人情報の外部提供同意書を提出していただきます。

電話やファクスによる災害情報の提供

<対象者>

視覚障害又は聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方など、ご自身で避難情報の取得が難しい方

<事業内容>

大規模水害時に区が発令する「高齢者等避難」・「避難指示」等の避難情報を電話やファクスで送信します。

<手続>

危機管理課に事前登録が必要です。

<問い合わせ>

危機管理課災害対策係 ☎03-5654-8572 FAX03-5698-1503

家具転倒防止器具取付け・ガラス飛散防止フィルム貼付け・感震ブレーカー取付け支援事業

<対象者>

世帯全員が次のいずれかに該当する方

- ①満65歳以上の方
- ②身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方
- ③愛の手帳（1度又は2度）の交付を受けている方

<事業内容>

高齢の方や障害のある方など、地震発生時に配慮が必要な方に対して、以下の費用を補助します。

- ①家具転倒防止器具取付け（限度額30,000円）
- ②ガラス飛散防止フィルム貼付け（限度額20,000円）
- ③感震ブレーカー取付け（限度額20,000円）

※①については、令和6年10月31日必着受付分まで

ただし、ご自身で取り付けされる場合は、事前にご相談ください。

②・③については、令和7年3月31日必着受付分まで

<手続>

家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルムについては、各地区センター等で配布する所定の申請書に必要事項を記入し、証明書類を同封の上、危機管理課窓口を持参か郵送してください。

感震ブレーカーは申請前に危機管理課へお問い合わせください。

<問い合わせ>

危機管理課自助・共助係 ☎03-5654-8254 FAX03-5698-1503

● 障害者の就労

障害者就労支援センター

<問い合わせ> 障害福祉課 就労支援係

障害のある方の自立と社会参加を促進するために開設された施設です。
仕事探しから就職後まで、障害のある方の就労に関する支援をしています。利用料は無料です。

<対象者>

区内に在住するおおむね18歳以上の就労意欲がある障害者

<利用方法>

利用には登録が必要です。
相談・登録ともに予約制です。事前にお電話でご連絡ください。

☆登録に必要なもの

- ・障害者手帳（愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）
- ・ハローワークカード
- ※「主治医等の意見書」が必要な場合があります。

} お持ちの方

<利用時間>

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（水曜日は午後7時まで）

<事業内容>

- ・就労全般に関する相談
 - 就職活動 …ハローワークや採用面接への同行・履歴書等の作成支援・面接練習
 - ※求人情報は取り扱っておりません。
 - 就職後 …職場での悩みごとの相談・職場訪問（長く働き続けるための定着支援）
- ・余暇活動の情報提供
- ・障害者雇用の促進
- ・かつしか障害者就労支援フェアの開催
- ・区内の就労支援事業所とのネットワーク作り
- ・区内福祉施設の工賃向上への取り組み支援（自主生産品販売会の開催等）
- ・自主生産品販売所「ぷらすちょいす」の運営支援

<チャレンジ雇用事業>

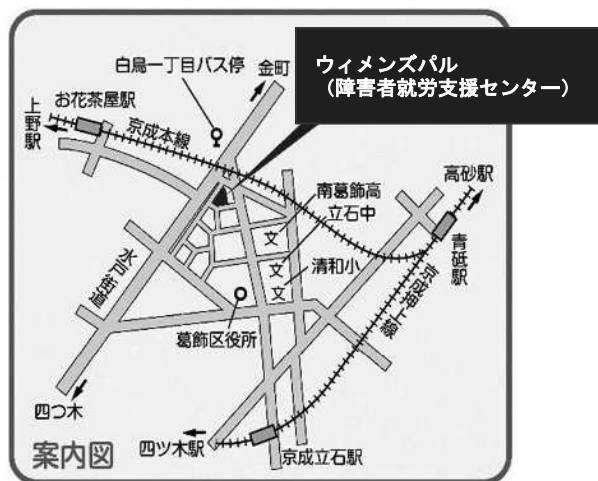
知的障害もしくは精神障害のある方を区の会計年度任用職員として雇用しています。
区役所及び区内施設等における、事務補助・軽作業などの業務を通してビジネスマナーの習得や技術向上を図り、一般企業への就労を目指して支援を行います。

<オフィスサポーター事業>

身体・知的・精神障害のある方を、区の会計年度任用職員として雇用しています。区役所及び区内施設等における、事務補助・軽作業などの業務を行っています。

<所在地>

- ◆障害者就労支援センター
- 葛飾区立石5-27-1
- （ウィメンズパル2階）



● (社福) 葛飾区社会福祉協議会の事業

しあわせサービス

<対象者>

障害のある方や高齢の方、ひとり親家庭等で家事援助等が必要な方

<事業内容>

会員制による有料の家事援助サービスです。住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、区民の方のご協力により、家事や簡単なお手伝いをする方(協力会員)を派遣します。

本サービスを利用するためには、会員登録が必要です。

☆利用料：1時間700円・年会費：600円

<問い合わせ>

◆ (社福) 葛飾区社会福祉協議会 福祉サービス係

☎03-5698-3216 FAX03-5698-2513

葛飾区成年後見センター (訪問援助事業)

<対象者>

障害のある方や高齢の方で、判断能力に不安がある方。障害により外出が困難な方。

<事業内容>

住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、福祉サービスの利用に関する相談や日常的な金銭管理の支援、郵便物の確認、通帳などの保管について援助します。

☆利用料：訪問1回1時間1,000円～ ※社会福祉協議会と契約が必要です。

※生活保護受給者や預貯金の総額が200万円以下の非課税世帯の方は、利用料の減免が受けられます。

成年後見制度の利用の相談等もお受けしています(成年後見制度利用支援事業)。

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方に対し、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

<問い合わせ>

◆ (社福) 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター

☎03-5672-2833 FAX03-5698-2513

ハンディキャブ「ふれあい号」の運行 (移送サービス)

<対象者>

歩行困難な障害のある方や高齢の方で、公共交通機関等の利用が難しく車いすを利用されている方

<事業内容>

車いすのまま乗り降りできるリフト付きワゴン車を運行しています。

本サービスを利用するためには、会員登録が必要です。

☆利用料：走行1時間(基本料金)1,000円(時間に応じた加算あり)・年会費：一口1,000円～

<問い合わせ>

◆ (社福) 葛飾区社会福祉協議会 かつしかボランティア・地域貢献活動センター

☎03-5698-2511 FAX03-5698-2513

生活福祉資金の貸付

<対象>

低所得世帯、障害のある方や介護を要する高齢の方がいる世帯

<事業内容>

低所得世帯、障害のある方や介護を要する高齢の方がいる世帯に必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る制度です。資金の用途によって個別の条件があります。障害者世帯向けの貸付は、原則として所得制限はありません。

<問い合わせ>

◆ (社福) 葛飾区社会福祉協議会 貸付係

☎03-5698-2457 FAX03-5698-2513

● 選挙の投票、特定非営利活動法人 高次しょうぶ

郵便等による選挙の投票

<事業内容>

身体の障害などにより外出が困難な方で一定の条件を満たした方が、自宅等で投票することができる制度です。また、以下の郵便等投票の対象者で、かつ一定以上の上肢又は視覚の障害により、自ら書くことが困難な方は、代筆による投票ができます。どちらも事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

<郵便等投票の対象者>

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証をお持ちの方で、以下の条件に該当する方

障害等の区分	障害名等	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級又は3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

<代理記載投票の対象者>

上記の郵便等投票の対象者で、上肢や視覚に以下の障害がある方

障害等の区分	障害名等	障害の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

<申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証のいずれか
 - ・郵便等投票証明書交付申請書(一般用又は代理記載用)(申請書は区ホームページから入手できます。)
- ※郵便等投票証明書(代理記載用)の交付を受けるためには、郵便等投票証明書(一般用)を取得できる資格が必要であるため、例えば「要介護5の介護保険被保険者証をお持ちの方は、上肢又は視覚が1級の身体障害者手帳を併せて提示する」といったように複数の手帳等が必要になることがあります。
- ※投票をするためには、交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、投票用紙を請求する必要があります。
- ※詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

<問い合わせ>

◆葛飾区選挙管理委員会事務局 ☎03-5654-8493～6

特定非営利活動法人 高次しょうぶ(家族会)

<参加者>

高次脳機能障害のある方及び家族、高次脳機能障害に関心のある方(ボランティア)

<活動内容>

- ・奇数月第3木曜日 家族相談会 ・毎月第3土曜日 高次しょうぶミニデイ
- 高次脳機能障害のある方とその家族が孤立しないように、情報交換の場として、互いに教えあい、励ましあい、親睦を深める会です。

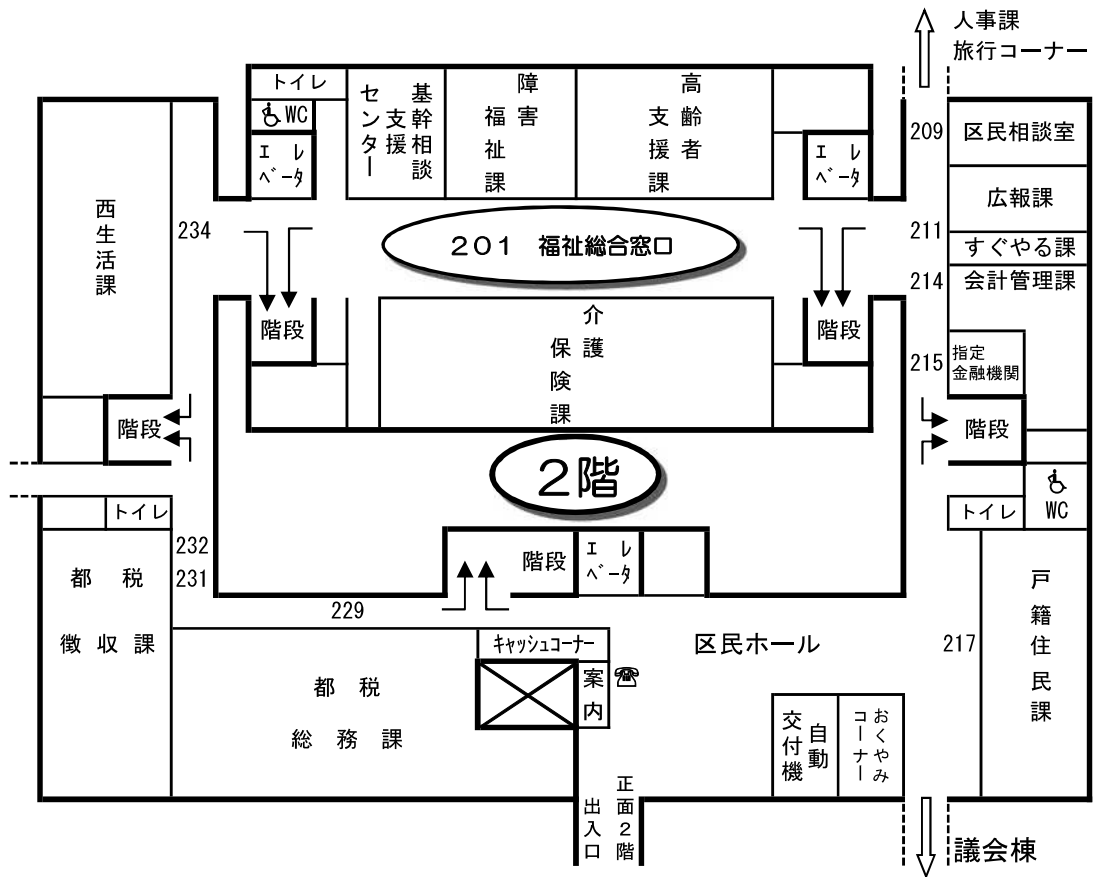
<問い合わせ>

◆高次しょうぶ 家族会 山崎 (ヤマザキ)
☎03-3694-0234、090-6044-9497
FAX 03-3694-0299

● 区役所・健康プラザかつしか地図



● 区役所2階 障害福祉課



● 地域福祉・障害者センター ウェルピアかつしか

事業内容・利用時間

施設の名称	事業内容	開設日	利用時間	休業日 ※
【児童発達支援センター】 子ども発達センター ☎03-5698-1324	児童発達支援 【対象】就学前児童 【内容】児童の発達課題に応じた生活支援・グループ支援・個別支援を行います。 ☆重症心身障害児・医療的ケアを必要とする児童のクラスもあります。	月～金曜日	午前9時～午後1時45分	土曜日 日曜日 祝日
	保育所等訪問支援 【対象】就学前児童 【内容】社会性や集団参加に課題のある児童の所属する保育所や幼稚園に、月1回程度訪問し、集団適応のための支援を行います。	月～金曜日	午前9時～午後5時	土曜日 日曜日 祝日
	一時保育・緊急一時保育事業 【対象】就学前児童 【内容】保護者の事情等により一時的に保育が必要な場合に、障害児の一時保育を行います。	月～金曜日	午前9時～午後5時	土曜日 日曜日 祝日
子ども発達センター堀切分室 ウェルピアかつしか敷地内 ☎03-3693-2114	児童発達支援 【対象】就学前児童 【内容】小グループでの支援・個別支援を行います。	月～土曜日	午前9時～午前11時 午後2時～午後4時	日曜日 祝日
子ども発達センター水元分室 水元4-6-15 水元憩い交流館2階 ☎03-3826-5828	児童発達支援 【対象】就学前児童 【内容】小グループでの支援・個別支援を行います。	月～金曜日	午前9時～午前11時 午後2時～午後4時	土曜日 日曜日 祝日
子ども発達センター新小岩分室 西新小岩4-33-2 にこわ新小岩2階 ☎03-5654-3691	児童発達支援 【対象】就学前児童 【内容】小グループでの支援・個別支援を行います。	月～金曜日	午前9時～午後2時 午前9時～午前11時 午後2時～午後4時	土曜日 日曜日 祝日
	居宅訪問型児童発達支援 【対象】就学前児童 【内容】重度の障害等のために、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	月～金曜日	午前9時～午後4時	土曜日 日曜日 祝日

※ 年末年始(12月29日～1月3日)は全館休館

施設の名称	事業内容	開設日	利用時間	休業日 ※
障害者生活介護 事業所 ☎03-5698-1329	常時介護が必要な身体障害(一部の医療的ケアの方も含む)や知的障害の方に、日常生活上の介護や創作活動等の機会を提供し、身体能力・日常生活能力の維持向上に向けた支援を行います。	月～金曜日	午前9時～午後3時30分 のおおむね6時間	土曜日 日曜日 祝日
自立訓練事業所 ☎03-5698-1336	機能訓練 身体障害者対象の機能訓練、高次脳機能障害者対象の認知リハビリテーションを行います。	月～金曜日	午前10時～午後3時	土曜日 日曜日 祝日
	生活訓練 高次脳機能障害者・失語症のある方等を対象にした生活機能を維持・向上させるための訓練を行います。			
地域活動支援 センター ☎03-5698-1336	身体障害者対象の生きがいや健康のためのデイサービス、知的障害者対象の社会参加のためのデイサービス、高次脳機能障害者や失語症のある方対象のデイサービス、中途視覚障害者のための講座、障害者パソコン講習会など、障害者の社会参加の活動を支援します。また、サークル活動の支援などを行います。	月～金曜日	午前10時～午後3時	土曜日 日曜日 祝日
喫茶コーナー 「ミモザ」	障害のある方の社会経験や就労へのステップアップ、生産活動、地域の方との交流を目的とした喫茶・軽食コーナーです。葛飾区内障害者施設等で作られたパンなどの食品、生活用品などの直接販売も行います。	月～金曜日	午前10時30分～午後2時30分	土曜日 日曜日 祝日

※ 年末年始(12月29日～1月3日)は全館休館

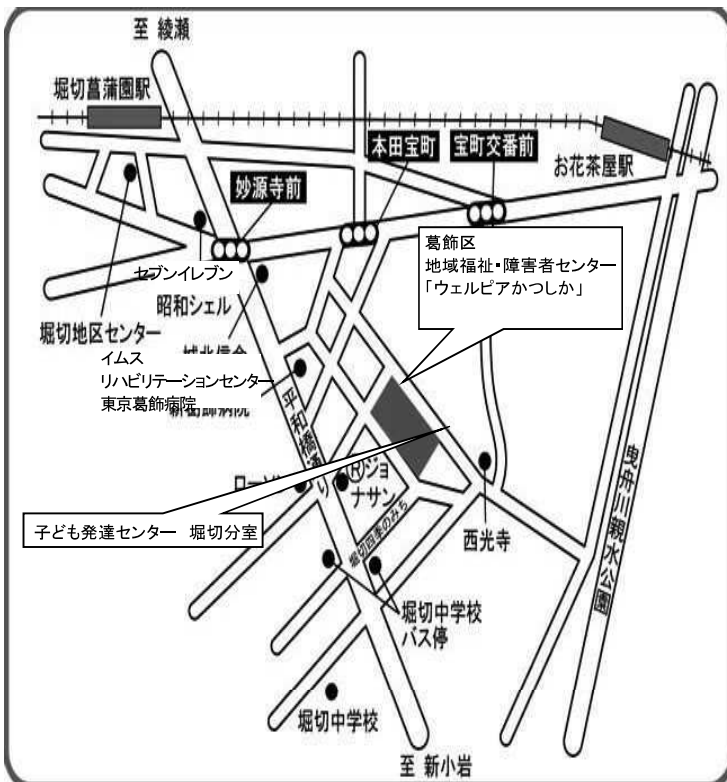
施設の名称	事業内容	開設日	利用時間	休業日
かつしかボランティア・地域貢献活動センター ☎03-5698-2511	ボランティア活動の場(活動室・録音室)の提供や各種備品の貸出しを行います。	月～日曜日	月～土は、 午前9時～午後9時30分 日・祝日は、 午前9時～午後5時30分	年末年始 (12月28日～ 1月4日)
	ボランティアやNPOに関する相談、登録、紹介などの情報提供を行います。	月～金曜日 第1・3 土曜日	午前8時30分～午後5時	第2・4・5土曜日・日曜日・ 祝日 年末年始 (12月29日～ 1月3日)
社会福祉協議会 ☎03-5698-2411	社会的に支援が必要な高齢者、障害者、子どもたちなどに対するさまざまな福祉活動や事業を推進している会員制の社会福祉法人です。	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	土日祝日 年末年始 (12月29日～ 1月3日)

<地域福祉・障害者センターの所在地など>

〒124-0006 葛飾区堀切3-34-1

☎03-5698-1301 (代表)

略地図



交通案内

最寄り駅

京成本線「堀切菖蒲園駅」「お花茶屋駅」下車徒歩13分

京成タウンバス

- 綾瀨駅～新小岩駅(新小51)
バス停「堀切中学校」下車徒歩3分
- ウエルピアカツしか～お花茶屋駅・亀有駅
経由～金町駅(有70)(平日のみ運行)
バス停「ウエルピアカツしか」下車0分

都立・民間通所施設一覧

区立施設についてはP. 56に記載しています。

● 障害者施設

(令和6年3月1日現在)

名 称	事 業 名	定員	電話番号	住 所
テイクハート青戸	就労移行支援	20	03-6657-6525	青戸3-27-11 南葛ビル6階
	就労定着支援			
青戸しょうぶ	就労継続支援B型	40	03-3603-9729	青戸5-20-6
生活訓練センターそう	自立訓練 (生活訓練)	20	03-6231-2380	青戸5-33-9 若林ビル1・2階
パランしょうぶ	生活介護	60	03-6231-2161	青戸8-24-27
	自立訓練(生活訓練)	6		
	就労継続支援B型	10		
しょうぶエバンズ	就労移行支援	12	03-5654-3353	奥戸1-1-1
	就労継続支援B型	46		
	就労定着支援			
シヤイン	生活介護	30	03-5671-2145	奥戸2-1-8
	就労継続支援B型	10		
りmix studio とら	就労継続支援B型	40	(りmix studio とら) 03-6356-8313	奥戸2-32-5
			(りmix store ゆきひょう) 03-6356-8313	新小岩2-9-5-0001
奥戸福祉館	生活介護	35	03-5670-8111	奥戸3-17-4-101
	就労継続支援B型	25		
東京都葛飾福祉工場	就労移行支援	6	(金町工場) 03-3600-4001	金町2-8-20
	就労継続支援A型	40	(立石工場) 03-3693-6640	立石8-50-1
	就労継続支援B型	34		
あさひ	就労移行支援	6	03-3826-6075	金町6-5-8 DY金町ビル3階
	就労継続支援B型	20		
	就労定着支援			
鎌倉福祉館	生活介護	20	03-5693-2721	鎌倉3-7-1
ドンと来い亀有	就労継続支援B型	20	03-6662-5658	亀有2-34-5 2階
かがやき夢工場	就労継続支援B型	33	03-3604-8501	小菅4-8-6 エバー綾瀬2階
ファーストプランニング	就労継続支援A型	20	03-6458-0420	柴又6-12-18 2階
障がい者生活介護事業所 スプラウト柴又	生活介護	30	03-6657-8208	柴又6-36-14
白鳥福祉館	生活介護	30	03-3604-0034	白鳥4-8-1
	就労継続支援B型	15		
やすらぎリバーシティ	生活介護	50	03-5678-6170	新小岩1-5-2
	就労継続支援B型	30		
グリーンカフェ	就労継続支援B型	20	03-5879-4435	新小岩1-49-2 古屋ビル3階
手まり	就労継続支援B型	20	03-6231-4031	新小岩1-51-13 大栄ビル3階
葛飾しょうぶ園	生活介護	15	03-3672-7161	高砂2-8-1
	就労継続支援B型	45		
高砂福祉館	生活介護	25	03-5699-6221	高砂5-10-1
	就労継続支援B型	20		
第2あすなろの家	就労継続支援B型	20	03-5698-8293	宝町2-2-27

名 称	事 業 名	定員	電話番号	住 所
生活介護事業所 ア ン ジ ユ	生活介護	20	03-6905-9086	立石 1-7-29
フ ォ レ ス ト	就労移行支援	20	フォレスト 03-6905-9096	立石 5-10-10 あいおい同和損保葛飾 2階
	自立訓練（生活訓練）	15	シード 03-6905-9096	立石 5-16-3 日の基ビル101号室
原 町 成 年 寮 就 労 定 着 支 援 セ ン タ ー	就労定着支援		03-6905-9096	立石 5-10-10 あいおい同和損保葛飾 2階
は つ ね 立 石	生活介護	10	03-6657-7697	立石 7-31-5
か が や け 第 2 共 同 作 業 所	就労継続支援B型	60	03-3607-3180	新宿 1-1-15
さ く ら ハ ウ ス	就労継続支援B型	20	03-3627-3473	新宿 2-11-11-101
就 労 支 援 施 設 す ず か ぜ ・ 新 宿	就労継続支援B型	20	03-5876-9101	新宿 2-15-10
	自立訓練（生活訓練）	6		
	就労定着支援			
就 労 支 援 施 設 ビ オ	就労移行支援	6	03-6410-6147	新宿 3-9-11
	就労継続支援B型	20		
Cocorport 新 小 岩 駅 前 O f f i c e	就労移行支援	20	03-6657-6190	西新小岩 1-3-11 フォーラム新小岩 5階
	就労定着支援			
あ す な ろ の 家	就労継続支援B型	20	03-6662-8842	西新小岩 4-21-12 （令和6年秋頃移転予定 新小岩 3-20-6）
花 だ よ り リ ア ン	就労継続支援B型	20	03-6657-7787	西新小岩 4-31-2
西 水 元 福 祉 館	生活介護	40	03-5660-2101	西水元 3-11-1
	就労継続支援B型	20		
テ イ ク ハ ー ト 金 町	就労移行支援	20	03-5876-4650	東金町 1-42-5 豊勢金町ビル 6階
	就労定着支援			
ア ッ プ ド ラ フ ト	就労継続支援A型	20	03-5876-5948	東金町 1-42-10 金町ビル 3階
ナーシングルーム ぼのぼの	生活介護	5	03-5876-6577	東金町 3-41-27
生活介護事業所 シ ャ ン グ リ ラ	生活介護	40	03-5654-7115	東立石 2-17-14
C r a f t	生活介護	10	03-3603-0598	東堀切 1-16-22
	就労継続支援B型	30		
東 堀 切 く す の き 園	生活介護	50	03-3603-2228	東堀切 1-21-3
き ね 川 福 祉 作 業 所	就労継続支援B型	46	03-3694-1577	東四つ木 3-8-10
こ す も す	生活介護	20	03-3693-1058	東四つ木 3-49-10
東京都立東大和療育センター 分 園 よ つ ぎ 療 育 園	生活介護	20	03-5670-5131	東四つ木 4-44-1-101
か が や け 共 同 作 業 所	生活介護	55	03-5668-1146	細田 3-5-3
就 労 支 援 セ ン タ ー フ ァ ン タ ジ ア	就労継続支援B型	50	(ファンタジア) 03-6458-0127	細田 5-16-11
			(柴又まちの駅) 03-6657-9675	柴又 7-9-16
			(パソ工房・マン) 03-6657-8879	細田 5-14-17
レ ッ ツ ・ エ ン ジ ョ イ	就労継続支援B型	20	03-6662-8701	堀切 2-6-4 ふれじお華 3階
ア レ ー ズ 秋 桜 生 活 介 護 サ ー ビ ス	生活介護	20	03-5876-9026	水元 2-20-10
水 元 そ よ か ぜ 園	生活介護	51	03-3607-5656	水元 5-16-11
	就労継続支援B型	20		
叶 夢 (かなん)	就労継続支援B型	20	070-5575-2851	南水元 2-23-20 センチュリーライム 1階

*上記以外のグループホームや短期入所などの施設についてはお問い合わせください。

● 障害児施設

(令和6年3月1日現在)

名 称	事 業 名	定員	電話番号	住 所
放課後等デイサービスゆめ	放課後等デイサービス	10	03-5875-6920	青戸1-9-23 ジュネパレス葛飾第一1階
放課後等デイサービスつばさクラブ青砥駅前	放課後等デイサービス	10	03-3602-2831	青戸3-27-11 南葛ビル2階
児童発達支援・放課後等デイサービスつばさクラブ青砥	児童発達支援	10	03-3601-1283	青戸6-4-25 サンドリアンビル102
	放課後等デイサービス			
広伸会 奥戸教室	放課後等デイサービス	10	03-5875-6735	奥戸1-18-18 1階
アポロキッズクラブお花茶屋	放課後等デイサービス	10	03-5647-7462	お花茶屋2-4-18
ふたばこどもセンター	児童発達支援	10	03-5672-9828	金町2-15-8
ハッピーテラスキッズ葛飾金町ルーム	児童発達支援	10	03-6231-3685	金町3-20-9 トラステー金町1階
【児童発達支援センター】のぞみ学園かめあり	児童発達支援	32	03-6231-2262	亀有2-22-11
	放課後等デイサービス	8		
広伸会 亀有教室	放課後等デイサービス	10	03-6231-2626	亀有2-73-10 Yビル1階
スマートキッズプラス亀有	放課後等デイサービス	10	03-6662-4848	亀有3-13-2 亀有鞠子ビル2階
LDサポート・療育ソラールSSE	児童発達支援	10	03-5856-2783	亀有5-34-10 ドエル亀有201
	放課後等デイサービス			
LDサポート・療育ソラールPIA	児童発達支援	10	03-5856-2248	亀有5-27-8-201号
	放課後等デイサービス			
放課後等デイサービスキッズパーク	放課後等デイサービス	10	03-6231-2730	小菅4-10-6 下井ビル2階
あしたも笑顔anelia	児童発達支援	5	03-6806-9780	柴又4-11-7 1階
	放課後等デイサービス			
放課後等デイサービスウィズ・ユー柴又駅前	児童発達支援	10	03-5876-8776	柴又6-7-4 MAILE1階
	放課後等デイサービス			
児童デイサービスにじいろ柴又	放課後等デイサービス	10	03-6458-0583	柴又7-14-4
広伸会 白鳥教室	放課後等デイサービス	10	03-6231-2298	白鳥3-6-12
アポロキッズクラブ	放課後等デイサービス	10	03-6805-4120	白鳥3-31-9
ハッピーテラス葛飾高砂	放課後等デイサービス	10	03-6458-0784	高砂3-11-14 ステーションハイツ高砂106号
【児童発達支援センター】高砂発達支援センター	児童発達支援	40	03-6458-9565	高砂3-26-9
	児童発達支援	10	03-3627-9029	高砂7-26-3 住吉保育園3階
のぞみ発達支援室たかさご	放課後等デイサービス	10		
のぞみ発達クリニック	心身障害児通所訓練			
児童発達支援・放課後等デイサービスつばさクラブ高砂	児童発達支援	10	03-3608-2830	高砂8-28-12
	放課後等デイサービス			
重症児デイサービスdash	児童発達支援	5	03-6657-7544	宝町2-6-14 向山ビル1階
	放課後等デイサービス			
放課後等デイサービスウィズ・ユー葛飾区役所前	児童発達支援	10	03-5875-6657	立石7-10-21 トワモリオ101A
	放課後等デイサービス			

名 称	事 業 名	定員	電話番号	住 所
児童デイサービス にじいろ立石	放課後等デイサービス	7	03-6755-2372	立石8-53-4 吉田ビル1階
児童発達支援 はぐちるランド綾瀬	児童発達支援	10	03-6240-7746	西亀有2-20-5 MUSE綾瀬2階
ジュガール放課後デイ 西新小岩	児童発達支援 放課後等デイサービス	40	03-5654-6211	西新小岩3-26-5
広伸会 西新小岩教室	放課後等デイサービス	10	03-5654-9688	西新小岩4-29-8 1階
児童デイサービス「優」	放課後等デイサービス	10	03-3627-2485	西水元1-18-1
風の子キッズ	児童発達支援	10	03-3600-0701	西水元5-11-3
かつしか風の子クラブ	放課後等デイサービス	10		
このこのリーフ葛飾	放課後等デイサービス	10	03-5876-3026	東金町1-40-4 金町北口ビル2階
あしたも笑顔 金町	放課後等デイサービス	10	03-5876-5591	東金町2-11-6 1階
コペルプラス金町教室	児童発達支援	10	03-5672-9771	東金町3-31-4 ユニレジデンス金町102号 1、2階A号室
ぷれゾクラブ金町	児童発達支援 放課後等デイサービス	10	03-5876-6537	東金町3-41-18
ナーシングルーム ぼのぼの	児童発達支援 放課後等デイサービス	5	03-5876-6577	東金町3-41-27
リースメイト新小岩	放課後等デイサービス	10	03-5654-2021	東新小岩5-17-11 ウインズビル101
デイサービスdash新小岩	放課後等デイサービス	5	03-6657-6668	東新小岩5-17-11 ウインズビル102
広伸会 東新小岩教室	放課後等デイサービス	10	03-5875-6778	東新小岩5-18-1 1階
放課後等デイサービス A l o h a	児童発達支援 放課後等デイサービス	10	03-5875-7513	東新小岩6-25-12
アポロキッズクラブ 東堀	放課後等デイサービス	10	03-6662-6037	東堀切3-7-3
東京都立東大和療育セン ター分園 よつぎ療育園	児童発達支援	25	03-5670-5131	東四つ木4-44-1-101
放課後等デイサービス つぼ	放課後等デイサービス	10	03-6662-6145	堀切7-23-4 1階
児童発達支援 はぐちるランド水元	児童発達支援	10	03-5876-6704	水元1-26-8 佐藤ビル201
はーとD E サンタ	児童発達支援 放課後等デイサービス	5	03-5876-3789	水元3-9-11
児童デイサービス あい	放課後等デイサービス	10	03-5876-1017	南水元2-5-8
ぷれゾクラブ F i n d	児童発達支援 放課後等デイサービス	10	03-5876-6685	南水元4-12-21 1階
ゆりのね こどもD a y さぼーと II	放課後等デイサービス	10	03-5671-2750	四つ木1-29-15 1階
葛飾幼児グループ	児童発達支援	10	03-6657-7945	四つ木5-6-7

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

ヘルプマークとは

外見からはわからなくても配慮が必要であることを周囲の方に知ってもらい、援助を受けやすくするためのマークです。

葛飾区で配布するヘルプマークは、ストラップがついているのでバッグ等につけられます。



<対象となる方>

- 身体障害や知的障害の方
- 内部障害や人工関節の方 など

ヘルプカードとは

日常生活で困った時や、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。カードには困ったときに伝えたい内容を記入することができます。

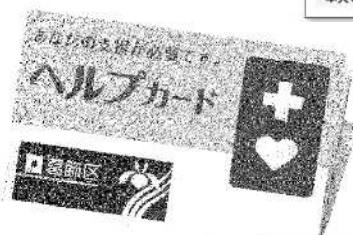
<こんな場面で役立ちます。>

- 道に迷ってしまったなど、ちょっとした手助けがほしいとき
- パニックや発作、病気するとき
- 災害が発生したとき など

<対象となる方>

- 身体障害、知的障害、内部障害など様々な障害のある方

<input type="checkbox"/> 目が不自由です。 <input type="checkbox"/> 耳が不自由です。 <input type="checkbox"/> 手が不自由です。 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手です。 <input type="checkbox"/> 上記以外で不自由なことがあります。	記入年月日 年 月 日 氏名 住所 生年月日 T.S.H 年 月 日 血液型 第一連絡先 電話 (FAX) メール 本人との関係	い。明してください。 い。 (主な記載内容)
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------



運転免許にサイズ
お持ちの約8割(片側4割)

配布窓口

障害福祉課（区役所 2 階 201 番）

障害者施設課（ウェルピアかつしか）

保健予防課、各保健センター（金町・新小岩・水元）

※ヘルプマークについては、窓口でのお渡しとします。ご本人の受け取りが難しい場合は、ご家族や代理人でも結構です。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

仕事帰りや休日にふらっと 立ち寄ってみませんか！

障害のある方が悩みを相談したり、仲間と語らい交流できる「たまり場」があります。

カラオケ、パソコン、ペン習字、絵、手芸、お花などを学びながら楽しめる活動を行っています。

土・日曜日は“おでかけ”もしています。



場所：ぶらすちょいす(葛飾区青戸5-14-5 青山マンション1F)

時間：土曜日・日曜日 13時00分～16時00分

月曜日～金曜日 16時30分～18時30分

(水曜・祭日はおやすみです)

※参加費は無料です。(材料費や飲み物等は実費です)

【お問い合わせ】

NPO 法人 未来空間ぼむぼむ

TEL：090-9642-4681

障害者施設自主生産品販売所



+choice

ぶらすちょいす

営業時間：AM 11:00～PM 4:00

休日：土・日曜日・祝日



PLUSCHOICE2023

- ④ 区内の障害者施設が協力し合いながら運営しているお店です。
- ④ 障害者施設で働く皆さんが作る、おいしさが自慢のパンやお菓子、かわいい生活雑貨を販売しています。
- ④ 商品が売れると、障害者施設で働く皆さんの工賃(給料)になります。

〒125-0062 東京都葛飾区青戸5-14-5 青山マンション102

TEL&FAX：03-5680-5994

ご来店お待ちしております。

身体・知的障害者福祉のしおり（令和6年4月改訂版）

発行

葛飾区福祉部障害福祉課

葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-6389

FAX 03-5698-1531

